

ハラール製品保証分野の実施に関する
インドネシア共和国政令
2024年第42号（仮訳）

2025年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産食品部 市場開拓課

本仮訳は、インドネシア共和国政府によって 2024 年に公布されたインドネシア共和国政令 2024 年第 42 号をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<https://cmsbl.halal.go.id/uploads/Salinan PP Nomor 42 Tahun 2024 tentang Bidang Penyelenggaraan Jaminan Produk Halal ce371e0e1e.pdf>

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

写し

インドネシア共和国大統領
ハラール製品保証分野の実施に関する
インドネシア共和国政令
2024 年第 42 号

全能の神の御恵みにより

インドネシア共和国大統領は、

数回改正され、最新版は雇用の創出の法制化に関する法律 2022 年第 2 号に代わる政令の決定に関する法律 2023 年第 6 号によって改正された、ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号の第 21 条第 3 項、第 46 条第 3 項、第 47 条第 4 項、第 52 条、第 67 条第 3 項、第 48 条の第 7 項、第 48 条の第 10 項、第 48 条の第 11 項、第 48 条の第 13 項、第 48 条の第 14 項、第 48 条の第 15 項、第 48 条の第 17 項、第 48 条の第 19 項、第 48 条の第 20 項、第 48 条の第 23 項、第 48 条の第 24 項、第 48 条の第 25 項、第 48 条の第 27 項、および第 48 条の第 31 項を執行するには、ハラール製品保証分野の実施に関する政令を制定する必要があること、を考慮し、

下記に留意し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条第 2 項
2. 数回改正され、最新版は雇用の創出の法制化に関する法律 2022 年第 2 号に代わる政令の決定に関する法律 2023 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2023 年第 41 号、インドネシア共和国官報補則第 6856 号）によって改正された、ハラール製品保証に関するインドネシア共和国法律 2014 年第 33 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 295 号、インドネシア共和国官報補則第 5604 号）

下記を決定した。

決定事項：ハラール製品保証分野の実施に関する政令

第1章

総則

第1条

本政令における文言は下記を意味する。

1. ハラール製品保証（以下、JPH と略す）とは、ハラール認証書によって証明される、とある製品のハラール性に対する法的確実性のことである。
2. 製品とは、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物由来製品、遺伝子組換え製品、および一般消費者によって使用、着用、利用される消費財に関連する商品および／またはサービスを指す。
3. ハラール製品とは、イスラム法に従ってハラールであると宣言された製品をいう。
4. ハラール製品プロセス（以下、PPH と略す）とは、原材料の提供、製品の加工、保管、包装、流通、販売、および提供を含む、製品のハラール性を確保するための一連の活動のことである。
5. 材料とは、製品の製造または生産に使用される要素である。
6. ハラール製品保証システム（以下 SJPH と略す）は、PPH の持続可能性を維持するために、材料、生産工程、製品、資源、手順を規定するために編成、実施、維持される統合システムである。
7. インドネシア・ウラマー評議会（以下、MUI と略す）とは、イスラム法学者、学者、知識人が協議する場である。
8. ハラール認証書とは、MUI、州の MUI、県／市の MUI、アチェ・ウラマー協議会、またはハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会による書面によるハラールファトワ（イスラム見解）、または製品のハラール性の判定に基づき、ハラール製品保証実施機関が発行する製品のハラール性の認証書である。
9. ハラール・ラベルは、製品のハラール性を示すしるしである。
10. 適合性評価とは、物品、サービス、システム、プロセス、または要員が参照要件を満たしていることを評価する活動のことである。
11. ハラール審査機関の認定とは、ハラール審査機関による適合性評価、能力、実現可能性に関する一連の正式な認定活動である。
12. 大臣とは、宗教分野における政府の事務を実施する大臣のことである。

13. ハラル製品保証実施機関（以下 BPJPH と略す）は、JPH を実施するために政府によって設立された機関である。
14. 機関長官とは、BPJPH 長官をいう。
15. 事業者とは、インドネシアの領域内で事業活動を行う個人または法人もしくは非法人の形態の事業体である。
16. ハラル審査機関（以下 LPH と略す）とは、ハラル製品の審査および／または試験活動を行う機関である。
17. LPH 認定チームとは、LPH の認定を実施するために機関内に存在する数名からなるチームであり、BPJPH に対して責任を負う。
18. ハラル監査人とは、製品のハラル性を審査する能力を有する者をいう。
19. ハラル管理者とは、PPH の責任者である。
20. JPH 監督者とは、権限のある役職者によって任命された JPH の監督を行う国家公務員である。
21. 日とは中央政府が定める営業日をいう。

第 2 条

- (1) インドネシアの領土内に入り、流通し、取引される製品は、ハラル認証を取得しなければならない。
- (2) 禁止されている原料を使用した製品は、ハラル認証の取得を免除される。
- (3) (2)の製品は、非ハラルであることを明記しなければならない。

第 3 条

第 2 条第 1 項のハラル認証書は、ハラル原料を使用し、PPH を満たす製品に与えられる。

第 2 章

ハラル製品保証の実施

第 4 条

- (1) 政府は JPH を実施する責任がある。
- (2) (1) で言及した JPH の実施は大臣がこれを行う。

- (3) BPIPH は (2) で言及した JPH を実施するために組織され、大臣の下に置かれ、大臣に責任を負う。

第 5 条

JPH の実施に際し、BPIPH は下記の権限を持つ。

- a. JPH の方針を策定し、確立する。
- b. JPH の規範、規格、手順、基準を確立する。
- c. 製品に対するハラール認証書およびハラール・ラベルの発行および取り消し。
- d. 外国製品に対しハラール認証書の登録を行う。
- e. ハラール製品の社会化、教育、広報を行う。
- f. LPH 認定の実施。
- g. ハラール監査人の登録を実施する。
- h. JPH の監督を行う。
- i. ハラール監査人のためのガイダンスの実施、そして
- j. JPH の実施分野において、国内外の機関と協力する。

第 3 章

ハラール製品プロセスの位置、場所および用具

第 1 部

総則

第 6 条

- (1) PPH の位置、場所、用具は、非ハラール製品の位置、場所、用具と分離されていなければならない。
- (2) (1) で言及した、PPH の位置、場所、用具は下記の義務を負う。
- a. 清潔で衛生的に保たれていること。
 - b. ナジスとは無縁であること。
 - c. 非ハラールな材料とは無縁であること。
- (3) (1) でいう分離しなければならない場所は、と殺場所である。

(4) (1) でいう分離しなければならない PPH の場所および用具には、下記の場所および用具が含まれる；

- a. と殺
- b. 加工
- c. 保管
- d. 包装
- e. 流通
- f. 販売
- g. 提供

第 2 部

と殺に関するハラール製品の位置、場所、用具

第 7 章

第 6 条第 3 項に規定すると殺場は、以下の要件を満たさなければならない。

- a. ハラールな家畜／家禽をと畜するためのと畜場またはその他の場所と、非ハラールな家畜／家禽をと畜するためのと畜場またはその他の場所とが、物理的に分離されていること。
- b. 家畜／家禽をと畜するための家畜／家禽と畜場またはその他の場所が、人、用具、製品の往来を防止するため、最低 3 メートルの壁柵によって分離されている。
- c. 洪水が起こりやすく、煙、臭気、ほこり、その他の汚染物質で汚染された地域に立地しない。
- d. 非ハラールな家畜／家禽のと畜またはその他の場所とは離れた、固形および液体廃棄物処理施設を有する。
- e. 建物全体の基本構造が、交差汚染を防止できるものでなければならない。
- f. と殺された家畜／家禽の搬入と、枝肉・食肉の搬出用に、それぞれ別のドアを有している。

第 8 条

第 6 条第 4 項 a に規定されると殺場は、下記においてハラールなものと非ハラールなものを分離させなければならない。

- a. 動物保護施設
- b. 動物のと殺
- c. 皮剥ぎ
- d. 内臓の除去
- e. 熟成質
- f. 枝肉処理
- g. 冷却室
- h. 廃棄物処理施設

第 9 条

第 6 条第 4 項 a に規定すると畜用具は、以下の要件を満たさなければならない。

- a. と畜に使う道具を非ハラールな動物のと畜と交互に使用しないこと。
- b. 清掃にはハラール用と非ハラール用で異なる手段を用いること。
- c. 用具のメンテナンスにおいて、ハラール用と非ハラール用で異なる手段を用いること。
- d. ハラール用と非ハラール用の用具置き場を有すること。

第 3 部

ハラール製品加工プロセスの場所と用具

第 10 条

第 6 条第 4 項 b に規定する加工場所は、ハラールと非ハラールで下記を分けなければならない。

- a. 材料の集積
- b. 材料の計量
- c. 材料の混合
- d. 製品の印刷
- e. 製品の調理および／または

- f. 製品の加工に影響を与えるその他のプロセス

第 11 条

第 6 条第 4 項 b で述べた加工用具は下記の要件を満たしていなければならない。

- a. 加工に用いる用具を非ハラール製品の加工と交互に使用しないこと
- b. 清掃用具はハラールと非ハラールで異なる手段を使用する。
- c. 用具のメンテナンスにおいて、ハラールと非ハラールで異なる手段を用いること。
- d. ハラール用と非ハラール用の用具置き場を有すること。

第 4 部

保管におけるハラール製品プロセスの場所と用具

第 12 条

第 6 条第 4 項 c に規定する保管場所は、ハラールと非ハラールで下記を分けなければならない。

- a. 材料の受け取り
- b. 加工プロセス後の製品の受け取り
- c. 製品および材料の保管に使う手段

第 13 条

第 6 条第 4 項 c に規定する保管用具は下記の要件を満たしていなければならない。

- a. 保管に用いる用具を非ハラールの保管と交互に使用しない。
- b. 清掃用具はハラールと非ハラールで異なる手段を使用する。
- c. 用具のメンテナンスにおいて、ハラールと非ハラールで異なる手段を用いること。
- d. ハラール用と非ハラール用の用具置き場を有すること。

第 5 部

包装に関するハラール製品プロセスの場所と用具

第 14 条

第 6 条第 4 項 d で述べた包装場所は、ハラールと非ハラールで下記を分けなければならない。

- a. 製品を梱包するために使用される梱包材
- b. 製品の包装手段

第 15 条

第 6 条第 4 項 d で述べた包装用具は下記の要件を満たしていなければならない。

- a. 包装用具を、非ハラール製品の包装と交互に使用しないこと。
- b. 清掃用具にハラールと非ハラールで異なる手段を使用する。
- c. 用具のメンテナンスにおいて、ハラールと非ハラールで異なる手段を用いること。
- d. ハラール用と非ハラール用の用具置き場を有すること。

第 6 部

流通に関するハラール製品プロセスの場所と用具

第 16 条

第 6 条第 4 項 e で述べた流通場所は、ハラールと非ハラールで下記を分けなければならない。

- a. 製品の保管場所から流通に要する器具までの輸送手段。
- b. 製品の流通のための輸送手段。

第 17 条

第 6 条第 4 項 e で述べた流通用具は下記の要件を満たしていなければならない。

- a. 流通に用いる用具を、非ハラール製品の流通と交互に使用しないこと。
- b. 清掃用具にハラールと非ハラールで異なる手段を使用する。
- c. 用具のメンテナンスにおいて、ハラールと非ハラールで異なる手段を用いること。
- d. ハラール用と非ハラール用の用具置き場を有すること。

第 7 部

販売に関するハラール製品プロセスの場所と用具

第 18 条

第 6 条第 4 項 f で述べた販売場所は、ハラールと非ハラールで下記を分けなければならない。

- a. 製品販売手段、および
- b. 製品販売プロセス

第 19 条

第 6 条第 4 項 f で述べた販売用具は、下記の要件を満たしていなければならない。

- a. 販売に使用する用具を、非ハラール製品の販売と交互に使用しないこと。
- b. 清掃用具にハラールと非ハラールで異なる手段を使用する。
- c. 用具のメンテナンスにおいて、ハラールと非ハラールで異なる手段を用いること。

第 8 部

提供に関するハラール製品プロセスの場所と用具

第 20 条

第 6 条第 4 項 g で述べた提供に関する場所は、ハラールと非ハラールで下記を分けなければならない。

- a. 製品の提供手段、および
- b. 製品の提供プロセス

第 21 条

第 6 条第 4 項 g で述べた提供の用具は、下記の要件を満たしていなければならない。

- a. 提供に使用する用具を、非ハラールな製品の提供と交互に使用しない。
- b. 清掃用具にハラールと非ハラールで異なる手段を使用する。

- c. 用具のメンテナンスにおいて、ハラールと非ハラールで異なる手段を用いること。
- d. ハラール用と非ハラール用の用具置き場を有すること。

第 9 部

動物性および非動物性製品の流通、販売、提供

第 22 条

- (1) 非ハラールな動物由来の生鮮食品の流通・販売・提供と、ハラールである動物由来の生鮮食品の流通・販売・提供を分離すること。
- (2) 非ハラール動物由来の加工製品および非ハラール非動物由来の加工製品の流通は、交差汚染がないことと、流通に用いる用具が非ハラール動物由来の生鮮食品の流通に用いられた後でないことが、製造業者または販売業者からの声明文によって保証されている限り、ハラール動物由来の加工製品およびハラールな非動物由来製品の流通と組み合わせることができる。
- (3) 動物・非動物由来の非ハラール生鮮・加工品の販売・提供と、動物・非動物由来のハラール生鮮・加工品の販売・提供を分離すること。
- (4) (1) 項から (3) 項で述べた製品の流通、販売、提供は、法的規制の規定に従って行われること。

第 4 章

ハラール審査機関およびハラール監査人

第 1 部

ハラール審査機関の設立

第 23 条

- (1) LPH は下記によって設立される
 - a. 政府 および／または
 - b. コミュニティ

- (2) 第(1)項にいう LPH は、中立している、すなわち、ハラル認証の実施において、独立し、有能であり、個人的にも組織的にも利益相反がない。

第 24 条

- (1) 第 23 条第 1 項 a で述べた、政府が設立した LPH とは、下記によって設立された LPH を含む。;
- a. 省庁／機関
 - b. 地方政府
 - c. 高等教育機関、または
 - d. 国有企業／地方政府所有企業
- (2) (1)の a で述べた省庁／機関が設置する LPH は、省庁／機関の業務ユニット又は技術実施ユニットの担当職務である。
- (3) (1)b で述べた地方政府が設置する LPH は、地方の業務ユニット、技術実施ユニット、または行政機関の担当職務である。
- (4) (1)c で述べた国立大学が設立する LPH は、学長がこれを編成する。
- (5) (1) d で述べた国有企業／地方政府所有企業が設立する LPH とは、下記をいう。
- a. 国有企業／地方政府所有企業のサービス事業部門の一部。
 - b. 国有企業／地方政府所有企業の子会社。

第 25 条

- (1) 第 23 条第 1 項 b で述べた、コミュニティが設立する LPH は、イスラム教の宗教法人、およびイスラム教の宗教法人またはイスラムの財団法人の後援を受けた私立大学が提出しなければならない。
- (2) 第 (1) 項で述べた、コミュニティが設置する LPH が地域にない場合には、イスラム教の宗教法人および、イスラム宗教法人またはイスラム財団法人が後援している私立大学が、薬物および食品規制の分野における政府の事務を行う国有企業又は省庁以外の政府機関と協力することが可能である。

第 26 条

- (1) 第 23 条で述べた LPH を設立するためには、以下の要件を満たし、BJIPH に認定を申請しなければならない。
- a. 独自のオフィスと設備を持つ。

- b. 少なくとも 3 名のハラール監査人がいる。および、
 - c. 試験室を有しているか、または試験室を有する他の機関と協力協定を結んでいる。
- (2) LPH の設立には、(1)で言及した要件に加え、以下から成る裏付け書類を添付しなければならない。
- a. 法人であることの法的文書、
 - b. イスラム法分野の人材に関するデータ、および
 - c. 人材の能力に関する裏付けデータ。
- (3) (1) 項で述べた LPH を確立するための要件、および (2) 項で述べた裏付け文書は、機関長官が決定する。

第 2 部

ハラール審査機関の認定

段落 1

総則

第 27 条

- (1) LPH の認定は BPJPH が行う。
- (2) (1)の認定に際し、BPJPH は、
- a. LPH 認定のための規範、規格、手順、基準を確立し、
 - b. LPH 認定チームを編成する。
- (3) (2) a で述べた LPH 認定の規範、規格、手順、および基準を決定する際、LPH は、認定の分野で政務を行う非構造機関と協力することができる。
- (4) (2) b で述べた LPH 認定チームの職務は以下の通りである。
- a. 運営方針を策定する。
 - b. 政策の社会化の実施
 - c. LPH 認定の規範、規格、手順、基準に従って LPH 認定を実施すること。
 - d. BPJPH に LPH 認定の実施に関する意見やレビューを提供する。
- (5) LPH 認定チームは、製品のハラール性に関する能力および専門知識を有する学者、実業家、ウラマー（イスラム法学者）、国家公務員で構成することができる。
- (6) LPH 認定チームに関するさらなる規定は、大臣令で定める。

第 28 条

- (1) LPH 設立の決定は、認定メカニズムを通じて行われる。
- (2) (1) で述べた認定は、設立要件と裏付け書類を満たした LPH に対して行う。

段落 2

ハラル審査機関認定の申請

第 29 条

- (1) LPH 認定の申請は、JPH の実施に関連する業務ユニットの長、省庁／機関や地方政府、国立大学の長、イスラム系宗教法人の長、イスラム系宗教法人またはイスラム系財団の後援を受ける私立大学の長、国有企業の長、地方所有企業の長、イスラム系宗教法人の長が、機関長官に提出する。
- (2) (1)で述べた LPH 認定の申請を省庁／機関および地方政府が提出する場合は、省庁の事務総局長／省庁ではない政府機関の事務局長／地方政府事務局長を介してでなければならない。
- (3) LPH 認定の申請は、第 26 条第 1 項の要件を満たし、第 2 項の添付書類を添えて行う。

段落 3

ハラル審査機関の認定メカニズム

第 30 条

- (1) 第 26 条第 1 項および第 2 項で述べた要件および裏付け書類は、LPH 認定チームがその要件と裏付け書類を受け取ってから最長 2 日以内に審査する。
- (2) (1)で述べた要件および添付書類に不備があるとされた場合、LPH 認定チームは申請者に対し、追加書類の提出を求める通知を出す。
- (3) 申請者は、(2)で述べた追加書類の提出要請を受けてから最長 10 日以内に、追加書類を LPH 認定チームに提出しなければならない。

- (4) 申請者が(3)で述べた要件および裏付け書類を満たさない場合、LPH 認定の申請は却下される。

第 31 条

- (1) 第 26 条第 1 項および第 2 項で述べた要件および裏付け書類が完全に揃っていると認められた場合、LPH 認定チームは当該要件および添付書類が完了したと宣言されてから最長 7 日間で検証する。
- (2) (1)で述べた要件および裏付け書類の検証は、以下の方法によって行う。
- a. 文書の有効性チェック
 - b. 現地検査

第 32 条

- (1) 第 31 条で述べた要件および裏付け書類の検証結果、要件を満たしていない場合、LPH 認定チームは申請者に説明を求める通知を送る。
- (2) 申請者は、(1)項で述べた説明および／または追加書類の提出要請を受けてから最大 7 日以内に、LPH 認定チームに説明および追加書類の提出をしなければならない。
- (3) 申請者が(2)項で述べた説明および／または追加書類を提出しない場合、LPH 認定の申請は却下される。

段落 4

ハラル審査機関の認定の確定

第 33 条

- (1) 申請者が LPH 認定の規定を満たした場合、LPH 認定チームは BPIPH に対し、LPH 認定の判定を得るための推薦書を提出する。
- (2) (1)で述べた LPH 認定の決定は、推薦を受けてから最長 1 日以内に行う。

第 34 条

- (1) BPIPH による LPH 認定の決定は、LPH が製品のハラル性の審査および／または試験を実施する根拠となる。

(2) (1)で述べた LPH 認定の決定には、少なくとも以下の情報が含まれる。

- a. LPH の名称
- b. LPH の所在地
- c. LPH の登録番号、および
- d. LPH の活動範囲

段落 5

ハラル審査機関の認定費用

第 35 条

- (1) LPH の認定費用は LPH がこれを負う。
- (2) 第 1 項で述べた LPH 認定の金額・単価の決定は、大臣が国庫事務を管理する大臣に提案する。

段落 6

ハラル審査機関認定証明書の発行

第 36 条

- (1) 機関長官は、LPH 認定証明書を発行する。
- (2) (1) 項で述べた LPH 認定証明書は、機関長官によって発行されてから 4 年間有効である。

第 3 部

ハラル審査機関の活動範囲と権限の範囲

第 37 条

- (1) LPH 認定の決定には、LPH の活動範囲と専門性の範囲が含まれる。
- (2) (1) で述べた LPH の活動範囲には、以下が含まれる。
 - a. 検証／確認

- b. 製品および／または PPH の検査
 - c. と畜場またはその他の家畜／家禽をと殺する場所の検査、および／または
 - d. 製品のハラール性に関する検査、監査、および必要な場合はラボ試験。
- (3) (1) 項で述べた LPH の専門性の範囲は、以下で構成される。
- a. 食品・飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物学的製品、遺伝子組換え製品、および／または一般消費者が使用、着用、利用する日用品を含む商品形態の専門性の範囲、および、
 - b. と殺、加工、保管、包装、流通、販売、および／または提供を含むサービスの形態の製品の専門性の範囲。
- (4) 第 2 項および第 3 項で述べた LPH の活動の範囲および LPH の専門性の範囲を決定するメカニズムは、機関長官が決定する。

第 4 部

ハラール審査機関データの変更

第 38 条

- (1) LPH は、下記の LPH データに変更があった場合、BJIPH に報告しなければならない。
- a. ハラール監査人の人数と氏名
 - b. イスラム法分野における人材の数と氏名
 - c. 活動範囲
 - d. 専門性の範囲
 - e. LPH の名称
 - f. 事務所の所在地、および／または
 - g. 試験室の所有および／または利用可能性
- (2) (1) で述べた LPH データの変更は、変更内容を裏付ける資料を添付して報告すること。
- (3) BJIPH は、(2) で述べた LPH データの変更について、裏付け書類が完備されているかの審査と、変更データの裏付け書類の検証を行う。
- (4) 第 30 条から第 32 条までで述べた裏付け書類が完備されているかの審査および裏付け書類の検証に関する規定は、第 3 項で述べた裏付け書類の不備の審査および裏付け書類の検証について準用する。
- (5) (1) で述べた LPH データ変更は、発行済みの LPH 設立承認の登録番号を変更するものではない。

第 5 部

ハラール監査人

段落 1

総則

第 39 条

- (1) ハラール監査人は LPH が任命し、解任する。
- (2) ハラール監査人は一つの LPH にのみ任命され、登録される。

段落 2

ハラール監査人の任命

第 40 条

- (1) 第 39 条で述べた LPH によるハラール監査人の選任は、以下の要件を満たさなければならない。
 - a. インドネシア国籍であること。
 - b. イスラム教徒であること。
 - c. 食品、化学、生化学、産業工学、生物学、薬学、医学、料理芸術、または農業の分野で少なくとも学士を取得していること
 - d. イスラム法に基づく製品のハラール性について理解し、幅広い見識を持っている
 - e. 個人および／またはグループの利益よりも共同体の利益を優先すること。
- (2) (1)で述べたハラール監査人は、以下の書類を添付の上、書面にて LPH 所長に申請する。
 - a. 身分証明書のコピー
 - b. 履歴書
 - c. 学部学位証明書の正規のコピー
 - d. ハラール監査員研修修了証明書および／またはハラール監査員能力証明書の正規のコピー。および、

- e. 個人および／またはグループの利益よりも共同体の利益を優先させる旨の捺印された声明文。

(3) (1)で述べたハラール監査人の任命は、LPH の長の決定により確定する。

段落 3

ハラール監査人能力研修および認証

第 41 条

第 40 条第 2 項 d のハラール監査人研修証明書、および／またはハラール監査人能力証明書を取得するためには、ハラール監査人は以下のことに参加しなければならない。

- a. ハラール監査人の研修、および／または
- b. ハラール監査人の能力認証

第 42 条

- (1) 第 41 条 a で述べたハラール監査人研修は、BPIPH、高等教育機関、または法令の規定に従って認定されたその他の研修機関により実施される。
- (2) (1) で述べたハラール監査人研修を実施することを認定された高等教育機関およびその他の研修機関は、機関長官がこれを決定する。
- (3) 合格を宣言されたハラール監査人研修受講者には、ハラール監査人研修修了証が授与される。

第 43 条

- (1) 第 41 条 b で述べたハラール監査人能力証明書は、BPIPH が実施し、専門的能力の質を保証する権限を持つ機関と協力することができる。
- (2) 合格と宣言されたハラール監査人能力研修参加者は、ハラール監査人能力証明書を取得する権利を有する。

第 44 条

ハラール監査人のためのメカニズム、手続き、研修の実施手順およびハラール監査人の能力の基準に関するさらなる規定は、大臣令によって規定されている。

段落 4

ハラル監査人の登録

第 45 条

- (1) 第 40 条第 3 項で述べたように選任されたハラル監査人は、BPJPH に登録されなければならない。
- (2) LPH は、第 1 項で述べた登録を BPJPH に申請する。
- (3) 第 2 項で述べた LPH による登録申請には、下記の書類を添付する。
 - a. ハラル監査人の任命に関する LPH 長の決定のコピー
 - b. ハラル監査員研修修了書および／またはハラル監査員能力証明書のコピー。

第 46 条

- (1) ハラル監査人登録の取消しは、BPJPH が行う。
- (2) 第 1 項で述べた登録の取消しは、次の各号に基づき行う。
 - a. LPH の申請、および／または
 - b. BPJPH の監督結果
- (3) 第 2 項 a で述べた LPH の申請は、LPH によって解任されたハラル監査人に対し行われる。

段落 5

ハラル監査人の解任

第 47 条

以下の場合、LPH はハラル監査人を解任することができる。

- a. 辞任した場合
- b. 死亡した場合
- c. ハラル監査人の条件のうち一つでも満たさなくなった場合
- d. 倫理規定および行動規範に対する重大な違反を犯したことが証明された場合。

- e. 永続的な法的効力を有する裁判所の判決に基づき、5 年以上の禁固刑に処される罪を犯したと認められた場合。

第 48 条

ハラール監査人の登録の取り消しおよび解任の手順は、機関長官が決定する。

第 5 章

事業者

第 1 部

総則

第 49 条

事業者は下記を得る権利を有す。

- a. SJPH に関する情報、教育、社会化
- b. ハラール製品の製造指導、および
- c. ハラール認証書を迅速、効率的、手頃なコストで、差別なく取得するためのサービス。

第 2 部

事業者の義務

第 50 条

ハラール認証書を申請する事業者は、以下の義務を負う。

- a. 真実、明確、かつ誠実な方法で情報を提供する。
- b. ハラール製品と非ハラール製品とで、と殺、加工、保管、包装、流通、販売、提供の位置、場所、手段を分けること。
- c. ハラール管理者がいること。

- d. BPJPH に成分の組成の変更を報告すること。

第 51 条

ハラール認証書を取得した事業主は、次のことを行わなければならない。

- a. ハラール認証書を取得した製品にハラール・ラベルを貼付する。
- b. ハラール認証書を取得した製品のハラール性を維持すること。
- c. ハラール製品と非ハラール製品との間で、と殺、加工、保管、包装、流通、販売、提供の位置、場所、手段を分けること。
- d. 原材料の組成および／または PPH に変更があった場合、ハラール認証書を更新すること。
- e. BPJPH に成分の組成および／または PPH の変更を報告すること。

第 52 条

- (1) 第 51 条 b で述べた事業者の義務は、製品のハラール一貫性証明書を通じて証明される。
- (2) (1) で述べた製品のハラール一貫性証明書は SJPH の実施検査により取得する。
- (3) (2) で述べた SJPH の実施検査は、4 年に 1 回実施するものとする。
- (4) (3) で述べた SJPH の実施検査について、小規模・零細事業者の場合は、リスク分析に基づき実施する。

第 53 条

SJPH の実施検査に必要な資金は下記から調達される。

- a. 小規模・零細事業者の SJPH の実施検査のための、国の財政能力に応じた国の歳入・歳出予算。
- b. 中堅企業、大企業、外資系企業の事業者。

第 54 条

- (1) 事業者は、その利益のために第 52 条第 3 項で述べた 4 年の期間外に SJPH の実施検査を必要とする場合には、BPJPH に SJPH の実施検査を申請することができる。
- (2) (1) で述べた SJPH の実施検査に要する経費は、事業者の負担とする。

第 55 条

- (1) SJPH 実施検査手数料の額の決定は、法令の規定に基づき、大臣が財務大臣に提案する。
- (2) (1)で述べた手数料の額は、ハラル認証書の申請手数料を超えないものとする。

第 56 条

SJPH の実施検査メカニズムに関するさらなる規定は、大臣令で規定する。

第 3 部

ハラル管理者

段落 1

総則

第 57 条

第 50 条 c で述べたハラル管理者は、事業者が決定する。

第 58 条

- (1) 第 57 条で述べたハラル管理者は、以下の業務を担当する。
 - a. 会社の PPH を監督する。
 - b. 是正措置と予防措置を決定する。
 - c. PPH の調整、および
 - d. 検査中、ハラル監査人に同行する。
- (2) 事業者がハラル宣言を行う小規模・零細事業者である場合、ハラル管理者は以下の業務を担当する。
 - a. PPH の監督
 - b. 是正処置と予防処置を決定する
 - c. PPH の調整、および

- d. 検証と確認時に、PPH 指導者に同行する。

第 59 条

- (1) ハラール管理者は、第 58 条（1）で述べた職務を遂行するにあたり、以下の責任を負う。
 - a. SJPH の実施
 - b. PPH 計画の作成
 - c. PPH コントロール・リスク・マネジメントの実施
 - d. 材料の交換を提案する
 - e. PPH の規定を満たさない生産の中止を提案する
 - f. PPH 監督報告書の作成
 - g. PPH の実施を見直す
 - h. ハラール監査人用の検査資料とサンプルの準備、および
 - i. ハラール監査人による検査プロセスにおいて、証拠を示し、正しい情報を提供する。
- (2) ハラール管理者は、第 58 条（2）で述べた職務を遂行するにあたり、以下の責任を負う。
 - a. SJPH の実施
 - b. PPH 指導者による検証と妥当性確認のための資料と PPH の準備
 - c. PPH 指導者による検証・確認プロセスにおいて、証拠を示し、正しい情報を提供すること。
 - d. JPH の指導の実施

第 60 条

- (1) 第 57 条で述べたハラール管理者として指定されるには、以下の要件を満たさなければならない。
 - a. イスラム教徒である。
 - b. ハラールに関するイスラム法について幅広い知識と理解を持っていること。
- (2) (1)b で述べた要件は、以下によって証明される。
 - a. ハラール管理者の研修修了証明書、および／または
 - b. ハラール管理者の能力証明書

段落 2

ハラル管理者能力証明書と研修

第 61 条

- (1) BPJPH、高等教育機関および／または、法令に基づき認定されたその他研修機関が、ハラル管理者研修を実施する。
- (2) (1)で述べたハラル管理者研修を行うことを認定された高等教育機関その他の研修機関とは、BPJPH がこれを定める。
- (3) 合格を宣言されたハラル管理者研修受講者には、ハラル管理者研修修了証が授与される。

第 62 条

- (1) BPJPH は、ハラル管理者能力認定を実施するために、専門的能力の質を保証する権限を持つ機関と協力する。
- (2) 合格を宣言されたハラル管理者能力認定受講者は、ハラル管理者能力認定証を取得することができる。

第 63 条

ハラル管理者のための研修や能力基準の仕組み、手続き、実施手順に関するさらなる規定は、大臣令で定める。

段落 3

事業者によるハラル管理者の決定

第 64 条

事業責任者は、第 60 条で述べた要件を満たしたハラル管理者の決定を下記の書類を添えて BPJPH に通知する。

- a. インドネシア在住のハラル管理者の身分証明書のコピー

- b. 海外出身のハラール管理者の場合は、パスポート、永住許可証、その他の身分証明書のコピー
- c. 履歴書
- d. 小規模・零細事業者の場合はハラール管理者研修証明書のコピー、および／または、ハラール管理者能力証明書のコピー。
- e. 中規模／大規模／外資系事業者の場合はハラール管理者研修証明書およびハラール管理者能力証明書のコピー、および
- f. ハラール管理者の任命決定書のコピー。

第 65 条

ハラール管理者に関する規定は大臣令でこれを定める。

段落 4

小規模・零細企業のハラール管理者

第 66 条

- (1) 小規模・零細事業者のためのハラール管理者は、イスラム系宗教団体の出身者になることができる。
- (2) (1)で述べたイスラム系宗教団体の他、小規模・零細事業者のハラール管理者は、当該事業者、政府機関、事業体、高等教育機関等の出身者になることもできる。
- (3) ハラール宣言を出している小規模・零細事業者であって、ハラール管理者が当該事業者の出身である場合は、第 60 条（2）で述べた要件は免除される。

第 6 章

ハラール認証書の申請と更新

第 1 部

ハラール認証書の申請書の提出

第 67 条

- (1) 事業者は、統合された電子システムを通じて、BPJPH にインドネシア語で書面にてハラール認証を申請する。
- (2) (1)で述べたハラール認証書申請書には、以下の書類を添付しなければならない。
 - a. 事業者のデータ
 - b. 製品の名称と種類
 - c. 使用する材料と製品のリスト、および
 - d. 製品加工。

第 68 条

第 67 条 (2) a で述べた事業者データは、事業登録番号またはその他のリスクベースの事業許可文書によって証明される。

第 69 条

第 67 条 (2) b で述べた製品の名称および種類は、ハラール認証を受ける製品の名称および種類と一致していなければならない。

第 70 条

- (1) 第 67 条 (2) c で述べた製品と使用する材料のリストは、ハラール認証書により証明されるハラールな製品と材料でなければならない。
- (2) (1)で述べた規定は、以下の材料については適用除外とする。
 - a. 自然由来の植物や鉱物質であって、加工工程を経ることがないもの、
 - b. 禁忌とされている成分を含む危険性がないと分類されたもの、および／または
 - c. 危険と分類されず、ハラーム（禁忌）物質と接触していないこと。

第 71 条

- (1) と殺された動物に由来する原材料は、イスラム法に従ってと殺された動物に由来し、動物福祉および獣医公衆衛生の規則を満たすものでなければならない。
- (2) (1)で述べた、イスラム法に則り動物福祉の規則を満たすと畜は、家畜／家禽処理場およびその他の家畜／家禽処理場において、ハラール食肉処理業者が行うこと。
- (3) ハラール食肉処理業者に関するさらなる規定は、大臣令で定める。

第 72 条

第 67 条 (2) d で述べた製品加工文書には、購入、受領、使用原材料の保管、加工、包装、完成品の保管、流通に関する情報が含まれる。

第 73 条

ハラール認証を申請する製品を製造するために使用される製造施設が、禁忌物質を含む原材料に由来しないがハラール認証を申請しない製品を製造するためにも使用される場合、事業者は以下の書類を提出しなければならない。

- a. 製品の名称
- b. 使用する材料と製品のリスト
- c. 製品の加工プロセス
- d. 共有されている製造施設での洗浄またはなめしについて

第 74 条

PPH の持続可能性を維持するために、事業者は SJPH を実施する義務を負う。

第 2 部

ハラール認証書申請書類の完全性審査

第 75 条

BPJPH は、第 67 条で述べたハラール認証書申請書類の完全性審査を、BPJPH が申請書類を受け取ってから遅くとも 1 日以内に実施する。

第 3 部

製品のハラール性審査および／または試験を実施するハラール審査機関の決定

第 76 条

- (1) 第 75 条で述べた審査に基づき、BJIPH が申請書類に不備がないと判断した場合、BJIPH は LPH が事業者の申請に基づき、製品のハラル性に関する審査および／または試験を実施することを決定する。
- (2) (1)で述べた LPH の決定は、下記の考慮事項に基づいて行われる。
 - a. LPH の認定
 - b. LPH の活動範囲および専門性範囲
 - c. LPH へのアクセス
 - d. LPH の仕事量、および／または
 - e. LPH のパフォーマンス
- (3) (2)で述べた LPH の決定は、第 67 条で述べた申請書類が完成したと宣言されてから遅くとも 1 日以内に行う。

第 4 部

製品のハラル性の検査および／または試験

第 77 条

- (1) LPH は、BJIPH が定めた基準に基づき、ハラル性の審査と試験を行う。
- (2) (1)で述べたハラル製品の検査および／または試験は、下記を含む。
 - a. 書類の審査
 - b. 製品のハラル性の試験および／または検査
- (3) 製品のハラル審査は、第 45 条 (1) で述べたハラル監査人が行う。

第 78 条

- (1) 第 77 条 (2) a で述べた審査は、第 76 条 (1) で述べた LPH の決定を BJIPH が発出してから遅くとも 2 日以内に、第 67 条 (2)で述べた必要書類が揃っているかを審査する。
- (2) 審査の結果、追加書類が必要な場合、LPH は追加書類の要請を申請者に通知し、そのコピーを BJIPH に提出する。
- (3) 申請者は、(2)で述べた追加書類を、追加書類の要請を受けてから遅くとも 2 日以内に、LPH に提出し、その写しを BJIPH に提出しなければならない。
- (4) (3)で述べた期間内に追加書類の提出がない場合、または追加書類に不備がある場合、製品のハラル性の審査および／または試験の申請は却下される。

第 79 条

- (1) 文書による審査が完了したと宣言された場合、LPH は、統合された電子システムを通じて、製品のハラール性の審査および／または試験に要した費用の詳細を BPJPH に送る。
- (2) (1)で述べた費用の詳細は、ハラール認証サービスの資金調達要素の一部である。
- (3) BPJPH は、統合電子システムを通じて、ハラール認証サービス支払請求書を発行する。
- (4) 申請者は、(3)で述べたハラール認証サービス支払請求書発行日から遅くとも 5 日以内に支払う。
- (5) 事業者が(4)で述べた期間中に支払わない場合は、ハラール認証の申請は却下される。

第 80 条

- (1) 第 77 条 (2) b で述べた製品の審査は、ハラール監査人が製造プロセス中の事業所において対面して行う。
- (2) 申請者は、(1) で述べた事業所における対面による製品の審査を実施するにあたり、ハラール監査人に対し、情報および資料を提供する義務を負う。
- (3) 法令の規定に合致した緊急を要する場合にあっては、(1) で述べた審査をオンラインにより行うことができる。

第 81 条

製品検査の結果、ハラール性が疑われる成分が含まれている場合、第 77 条 (2) b で述べた製品検査は、試験室での検査により実施することができる。

第 82 条

- (1) 国産品のハラール性の検査および／または試験は、第 79 条 (4) で述べた製品のハラール性の検査および／または試験費用の支払いを BPJPH が受領してから最長 15 日以内に行われる。
- (2) (1)で述べた製品の検査において、ハラール性が疑われる成分が含まれている場合、試験室における検査を実施することができる。

- (3) (2)で述べた製品検査に追加の検査時間が必要な場合、LPH は BPIPH に最大 10 日間の期間延長を申請することができる。
- (4) 期間延長の申請は、LPH が、(1)で述べた製品のハラール性の審査および／または試験の期間が終了する前日までに、BPIPH に統合電子システムを通じて行う。
- (5) (1) で述べた国産品のハラール性の審査および／または試験は、機関長官が定める。

第 83 条

- (1) 海外で生産された製品のハラール性の審査および／または試験は、第 79 条 (4) で述べた製品のハラール性の審査および／または試験にかかる料金の支払いを BPIPH が受領してから最長 15 日以内に、ハラール監査人が実施する。
- (2) (1)で述べた製品の審査において、ハラール性が疑われる成分が含まれている場合、試験室にて試験を実施することができる。
- (3) (2)で述べた製品の検査において、追加の検査期間が必要な場合、LPH は、BPIPH に対し、最大 15 日間の期間延長を申請することができる。
- (4) 期間延長の申請は、(1)で述べた製品のハラール性の審査および／または試験の期間が終了する前日までに、LPH が BPIPH に統合電子システムを通じて行う。
- (5) (1) で述べた外国で生産された製品のハラール性の審査および／または試験は、機関長官が定める。

第 84 条

- (1) 第 82 条 (1) および (3)、また第 83 条 (1) および (3) で述べた製品のハラール性の検査又は試験の期間中に終了しなかった場合、
 - a. LPH は、そのときの状態に応じた検査および／または試験結果の最終報告書を BPIPH に提出する。
 - b. LPH は、BPIPH に対し、製品のハラール性の検査および／または試験に要した費用と書類を返却しなければならない。
- (2) LPH は (1)で述べた製品のハラール性の検査および／または試験の費用と書類を、製品のハラール性の検査および／または試験の期間の終了期限から遅くとも 3 日以内 BPIPH に返却しなければならない。
- (3) BPIPH が、審査および／または試験を実施する別の LPH を決定する。
- (4) (3)で述べた LPH の交代にかかる全ての費用は、以前の LPH に請求されるものとする。

- (5) 製品のハラール性の検査および／または試験の最終報告書の提出、書類および費用の返却にかかる手続き、LPH 交代の仕組みは、機関長官が定める。
- (6) (1)で述べたハラール認証プロセスにおいて設定された期限を遵守できない LPH は、査定され、または行政処分の対象となる。

第 85 条

- (1) LPH は、製品のハラール性の検査結果を MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会に提出し、その写しを BPJPH に統合電子システムを通じて送付する。
- (2) (1)で述べたの検査および／または試験の結果には、次の事項を含める。
 - a. 製品の名称と種類
 - b. 製品と使用する材料
 - c. PPH
 - d. 分析結果および／または材料仕様
 - e. 検査に関する議事録
 - f. 技術的およびイスラム法を考慮した提言。

第 5 部

製品のハラール性の判定

第 86 条

- (1) 製品のハラール性の判定は、MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会が行う。
- (2) (1)で述べたハラール性の判定は、ハラール・ファトワ（イスラム見解）審議会において行われる。
- (3) (2)で述べた MUI、州の MUI、県／市の MUI またはアチェ・ウラマー協議会は、MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会が LPH から検査および／または試験の結果を受け取ってから遅くとも 3 日以内に、製品のハラール性を判定する。
- (4) (2)で述べた製品のハラール性の判定は、MUI、州の MUI、州／市 MUI、またはアチェ・ウラマー協議会から BPJPH に通知され、ハラール認証書の発行の根拠となる。

- (5) (3)で述べた期限を超えた場合、製品のハラール性の判定は、ハラール・ファトワ（イスラム見解）の規定に基づいて、ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会が行う。
- (6) (5)で述べた製品のハラール性の判定は、遅くとも2日以内に行う。
- (7) 製品のハラール性の判定結果とは、製品がハラールである、または非ハラールである、という判定である。

第 87 条

- (1) MUI、州の MUI、県／市の MUI、アチェ・ウラマー協議会、またはハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会は、ハラール・ファトワ（イスラム見解）の規定に基づき、ハラール・ファトワ（イスラム見解）の審議を実施し、製品のハラール性を判定する。
- (2) (1)で述べたハラール・ファトワ（イスラム見解）の規定は、大臣が定めた MUI のハラール・ファトワ（イスラム見解）を標準化したものである。

第 6 部

ハラール認証書の発行

第 88 条

- (1) BPJPH は、MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会、もしくはハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会 から、製品のハラール性の判定が BPJPH に届いてから、遅くとも1日以内にハラール認証書を発行する。
- (2) (1)で述べたハラール認証書は、BPJPH が発行した時点から有効であり、原材料の組成および／または PPH に変更がない限り有効である。

第 89 条

MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会、またはハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会が製品が非ハラールであると判定した場合、BPJPH は製品が非ハラールであるという判定を受領してから遅くとも1日以内に、非ハラール通知書を発行する。

第 7 部

ハラール認証書の更新

第 90 条

- (1) ハラール認証取得後、原材料の組成および／または PPH を変更する事業者は、ハラール認証を更新しなければならない。
- (2) (1)で述べた原材料の組成の変更には、ハラール認証書を取得した製品の種類における製品開発も含まれる。
- (3) (1)で述べた原材料の組成および／または PPH の変更、および／または (2)で述べた製品開発は、統合された電子システムを通じて BPJPH に提出する。
- (4) (3)で述べた申請書には下記の書類を添付して提出する。
 - a. 原材料の組成変更に関する文書
 - b. 変更する材料に関するハラール性の文書
 - c. PPH の変更に関する文書、および／または
 - d. 製品開発に関する文書
- (5) (1) および (2)で述べたハラール認証書の更新に関しては、以前のハラール認証書番号は変更されない。
- (6) ハラール認証書の更新申請書の提出手続きは、機関長官が定める。

第 8 部

ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会

第 91 条

- (1) ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会は大臣が編成し、責任を負う。
- (2) ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会の役職は、宗教分野の政府事務を組織する省庁に事務的に置かれている。

第 92 条

ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会の構成員は下記のとおりである。

- a. ウラマー（イスラム法学者）、および

b. 学識経験者

第 93 条

- (1) ハラル製品ファトワ（イスラム見解）委員会は、下記の場合に、製品のハラル性を判定する任務を有する。
- a. MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会が、第 86 条（3）で述べた製品のハラル性判定の期限を超過した場合。
 - b. 小規模・零細事業者がハラル声明を通じて申請した場合。
- (2) (1)で述べた、製品のハラル性の判定は、ハラル・ファトワ（イスラム見解）審議会の開催において、統合された電子システムを通じて行われる。

第 94 条

ハラル製品ファトワ（イスラム見解）委員会は、その職務を遂行する上で独立している。

第 95 条

ハラル製品ファトワ（イスラム見解）委員会がその職務を遂行する際には、宗教分野の政府業務を実施する省内の業務ユニットのひとつが、事務的機能を支援する。

第 96 条

ハラル製品ファトワ（イスラム見解）委員会の業務遂行を支援するために必要な資金は、国の歳入歳出予算から拠出される。

第 97 条

ハラル製品ファトワ（イスラム見解）委員会に関する規定は大臣令で定める。

第 9 部

小規模・零細企業のためのハラル認証

第 98 条

- (1) 小規模・零細事業者のハラール認証取得義務は、小規模・零細事業者によるハラール声明に基づく。
- (2) (1) で述べた小規模・零細事業者とは、法令の規定に沿った純資産または年間売上高を有する生産性のある事業者であって、次の基準を有するものをいう。
 - a. 製品にリスクがないこと、またはハラールであることが既に確認されている原材料を使用していること。
 - b. 生産工程がハラールでシンプルであることが保証されていること。
- (3) (1)で述べたハラール声明は、BJIPH が定めるハラール基準に基づき実施される。
- (4) (3) で述べたハラール基準は、少なくとも次のものから成る。
 - a. 以下の内容を含む契約書／誓約書形式の事業者の声明が存在すること。
 1. 使用する原材料と製品のハラール性、および
 2. PPH、および
 - b. PPH の指導があること。
- (5) (4) a で述べた事業者の声明は、BJIPH に提出され、その後ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会に転送される。
- (6) (4) b で述べた PPH 指導は、小規模・零細事業者からハラール認証申請書が提出されてから 10 日以内に完了すること。
- (7) (6)で述べた PPH 指導とは、小規模・零細事業者のハラール声明を
 - a. 検証、および
 - b. 確認することから成る。
- (8) (5) で述べた書類を BJIPH から受け取った後、ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会は、ハラール製品ファトワ審議を開催し、遅くとも 1 日以内に製品のハラール性を判定する。
- (9) BJIPH は、(8)で述べたハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会からの製品のハラール性の判定を受領してから、遅くとも 1 日以内にハラール認証書を発行する。
- (10) (2) で述べた小規模・零細事業者の区分は、機関長官が定める。

第 99 条

- (1) 第 98 条 (6) で述べた PPH 指導は、PPH 指導機関が実施する。
- (2) (1)で述べた PPH 指導機関は、次のいずれかの法人を出身母体とする。

- a. イスラム社会組織
 - b. イスラム教機関、および／または
 - c. 高等教育機関
- (3) (2) で述べた PPH 指導機関は、機関長官が定める。
- (4) (3) で述べた PPH 指導機関は、以下の義務を負う。
- a. PPH 指導者の募集
 - b. PPH 指導者の任命と解任
 - c. コーチングを実施し、PPH 指導者の実績を評価すること。
 - d. BPJPH に PPH 指導者の実績報告書を提出すること。および、
 - e. PPH 指導プロセスにおいて、小規模・零細事業者から提出されたデータや情報の機密を保持すること。

第 100 条

- (1) 第 99 条 (1) で述べた PPH 指導機関は、PPH 指導者で構成される。
- (2) (1) で述べた PPH 指導者は、PPH 指導機関により任命された後、BPJPH に登録される。

第 101 条

PPH 指導手順に関するさらなる規定は、大臣令で定める。

第 10 部

ハラル認証の費用

第 102 条

- (1) ハラル認証にかかる費用は、ハラル認証書を申請した事業者が負担する。
- (2) (1) で述べた、事業者に課されるハラル認証費用は、効率的かつ手頃なものでなければならない。
- (3) ハラル認証費用の金額または費目の決定は、法令の規定に従って、大臣が財務大臣に提案する。

- (4) (3) で述べた、ハラール認証費用の金額および／または費目のうち、LPH が実施する審査および／または試験の費用部分については、機関長官決定で定めることができる。
- (5) 申請者の過失によりハラール認証申請が中止となっても、納付された手数料は返却されない。
- (6) ハラール認証費用の支払い手続きは、機関長官が定める。

第 103 条

- (1) 第 98 条で述べた、小規模・零細事業者がハラール認証申請を行う場合、国の財政能力を考慮し、無料とする。
- (2) (1) で述べた、費用を徴収しない小規模・零細事業者を決定するための基準および手続きは、機関長官が定める。

第 104 条

- (1) 第 103 条 (1) で述べた、小規模・零細事業者がハラール認証書の申請を提出する場合、以下による資金調達も可能である。
 - a. 地方政府の歳入・歳出予算
 - b. 小規模・零細企業向け代替金融
 - c. パートナシップ・ファンドからの資金調達
 - d. 政府または他の機関からの助成金援助
 - e. 回転資金、または
 - f. その他の合法かつ拘束力のない資金
- (2) (1) で述べた小規模・零細事業者が、ハラール認証を緊急に申請する必要がある場合、ハラール認証の資金調達は、ステートメント・レターにより関連があると証明された小規模・零細事業者からの資金によることができる。

第 7 章

ハラール・ラベルと非ハラールの表示

第 1 部

ハラール・ラベル

第 105 条

BJIPH は全国的に適用されるハラール・ラベルを定めている。

第 106 条

ハラール認証書を取得した製品には、ハラール・ラベルを貼付しなければならない。

第 107 条

- (1) ハラール・ラベルには少なくとも以下を含める。
 - a. ロゴ、および
 - b. 認証書番号または登録番号
- (2) (1)a で述べたロゴには、画像、テキスト、または画像とテキストの組み合わせが含まれる。

第 108 条

第 107 条 (1) a で述べたハラール・ラベルのロゴは、BJIPH がその形式および／または方法を決定および／または実行する。

第 2 部

ハラール・ラベルの貼り付け

第 109 条

- (1) 第 105 条で述べたハラール・ラベルは、以下のものに貼付すること。
 - a. 製品の包装
 - b. 製品の特定の部分、および／または
 - c. 製品の特定の場所
- (2) (1)で述べたハラール・ラベルの貼付は、法令の規定に照らし、見易く、読み易く、かつ、容易に剥離、除去および破損しないものでなければならない。
- (3) (2) で述べたハラール・ラベルの貼付は、次の場合には除外される。

- a. パッケージが小さすぎて説明文全体を記載できない製品
 - b. 買い手の目の前で少量ずつ直接販売・包装される製品
 - c. バルク形式で販売される製品、または
 - d. 限定的に販売される製品。
- (4) (3)で述べたハラール・ラベルの貼付の実施は、ハラール認証書により証明される。

第 3 部

非ハラールの表示

第 110 条

- (1) ハラム（禁忌）とされている原材料を使用した製品を製造する事業者は、非ハラールであることを明記しなければならない。
- (2) (1)で述べた、非ハラール表示の貼付は、見やすく、読みやすく、容易に剥離、除去、破損しないものでなければならない。
- (3) (1)で述べた、非ハラール表示を貼付するための形式および手順は、各省庁と調整の上、機関長官が定める。

第 8 章

ハラール製品保証の監督

第 1 部

総則

第 111 条

- (1) BPJPH は JPH の監督を行う。
- (2) (1)で述べた JPH の監督は、次の事項に対して行われる。
- a. LPH
 - b. 製品のハラール性
 - c. ハラール・ラベル貼付
 - d. 非ハラールであることの表示

- e. ハラル製品と非ハラル製品との間で、と殺、加工、保管、包装、流通、販売、提供のための位置、場所、用具を分けること。
 - f. ハラル管理者の存在、および／または
 - g. JPH に関連するその他の活動。
- (3) (2)g で述べたその他の活動には、PPH 指導機関および PPH 指導者に対する JPH 監督活動が含まれる。
- (4) 関係省庁、関係機関および／または、州／県／市当局は、それぞれの職務と機能に従い、JPH の監督を実施するにあたり、BPJPH と調整・協力する。
- (5) (4)で述べた、JPH の監督の実施における調整と協力は、JPH 監督のための戦略的プログラムの作成を通じてフォローアップされる。
- (6) JPH の監督は、BPJPH、関係省庁、関係機関、および／または州／県／市当局が、それぞれの権限に従って単独または共同で行うことができる。

第 112 条

- (1) BPJPH、関係省庁、関係機関、および／または州／県／市当局は、JPH の監督を行うにあたり、関係当事者を含めることができる。
- (2) (1)で述べた関係当事者は、JPH の監督活動を支援するために、意見を述べたり、検討したり、その他の活動を行うことができる。

第 113 条

- (1) JPH の監督は、BPJPH、関係省庁、関係機関、および／または州／県／市当局の JPH 監督者が行う。
- (2) (1)で述べた JPH 監督者は、法令の規定に基づき、BPJPH、関係省庁、関係機関、および／または州／県／市当局の権限ある職員が任命する。

第 114 条

- (1) 第 113 条 (2) で述べた、権限を有する職員が任命する JPH 監督者は、以下の要件を満たさなければならない。
- a. イスラム教徒であること。
 - b. 監督分野での職務と機能をもつ業務ユニットに所属している国家公務員であること。
 - c. 少なくとも学士号を持っていること。

- d. イスラム法に基づく製品のハラール性を理解し、幅広い見識を持っていること、および、
 - e. JPH 監督者研修に合格していること。
- (2) (1)で述べた JPH 監督者は、監督を行うにあたり、任命書および身分証明書をもっていなければならない。
- (3) (1) で述べた JPH 監督者は、監督の結果を秘密として保持しなければならない。
- (4) (1) で述べた、JPH 監督者の任命に関するさらなる規定は、大臣令にて定める。

第 2 部

ハラール製品保証監督者研修

第 115 条

- (1) 第 114 条(1)e で述べた JPH 監督者研修は、法令の規定にしたがって、BPJPH、関係省庁、関係機関、または州／県／市の当局が実施する。
- (2) BPJPH は、(1) で述べた JPH 監督者研修を実施するにあたり、宗教分野の政務を担当する省内の教育研修分野の職務と機能を有する業務部門と協力することができる。
- (3) (1)で述べた関係省庁、関係機関、州／県／市当局は、BPJPH と調整の上、JPH 監督者研修を実施することができる。
- (4) (3)で述べた、関係省庁、関係機関、および／または州／県／市の当局と BPJPH との調整には、少なくとも以下を含む。
- a. 研修のシステムと手順、および
 - b. JPH 監督者研修の講師の派遣。

第 116 条

- (1) JPH 監督者研修のカリキュラムは、機関の長官が作成し、決定する。
- (2) (1)で述べた JPH 監督者研修のカリキュラムには、少なくとも以下の内容が含まれる。
- a. イスラム法に基づくハラール製品についての洞察
 - b. JPH の監督目標に関する知識

第 117 条

合格を宣言された JPH 監督者研修参加者には、JPH 監督者研修修了証が授与される。

第 118 条

- (1) BPJPH、関係省庁、関係機関、および／または州／県／市の当局が、第 114 条 (1) b で述べた要件を満たす JPH 監督者をまだ有していない場合、BPJPH、関係省庁、関係機関、および／または州／県／市の当局は、それぞれの環境にいる国家公務員に JPH の監督を行わせることができる。
- (2) (1)で述べた国家公務員は、監督業務に就いてから最長 1 年以内に JPH 監督研修への参加を提案されなければならない。

第 119 条

JPH 監督者研修の実施に関するさらなる規定は、大臣令で定める。

第 3 部

ハラル製品保証監督の種類と段階

第 120 条

- (1) 第 111 条で述べた JPH の監督は、
 - a. 定期的に、および／または
 - b. 随時に実施されなければならない。
- (2) (1)a で述べた定期的な JPH 監督は、6 ヶ月に 1 回実施する。
- (3) (1)b で述べた JPH 監督は、法律の規定違反の疑いに基づいて随時行われる。

第 121 条

- (1) JPH に対する監督は、リスクベースの営業許可監督の一環として、協調的かつ統合的に行われる。

- (2) (1) で述べた統合には、JPH 実施業務統合電子システムとシングル・サブミッション・オンライン・システムとの統合を含む。

第 122 条

JPH 監督メカニズムおよび JPH 監督とシングル・サブミッション・オンライン・システムとの統合に関するさらなる規定は、大臣令で定める。

第 9 部

ハラル製品保証の実施に際しての協力

第 1 部

総則

第 123 条

- (1) BPJPH は、第 5 条で述べた権限を行使するにあたり、下記と協力する。
- a. 関係する省庁および／または機関
 - b. LPH、および
 - c. MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会
- (2) BPJPH は、(1) で述べた機関のほか、高等教育機関と協力することができる。
- (3) (1)a で述べた関係省庁には、以下の分野の政務をつかさどる省庁が含まれる。
- a. 工業
 - b. 商業
 - c. 保健
 - d. 農業
 - e. 協同組合および中小企業
 - f. 国内の政務
 - g. 外交
 - h. その他 JPH の実施に関係する分野
- (4) (1)a で述べた関連機関には、以下の分野における政務を実施する、省庁以外の政府機関または非構造機関が含まれる。
- a. 食品および医薬品の監督

- b. 標準化と適合性評価
- c. 認定、および
- d. JPH の実施に関係する、その他の機関

第 2 部

ハラール製品保証実施機関と関係省庁との協力

第 124 条

- (1) BPJPH は、第 123 条 (3) a で述べた工業分野の政務を実施する省庁との協力を下記の範囲内で行う。
- a. ハラール製品の製造に使用される原材料、加工材料、添加物、補助材料に関連する業界の規制、指導、監督。
 - b. 国の財政能力を考慮し、小規模工業、中規模工業、およびハラール産業地域に立地する工業に対する JPH の円滑化。
 - c. ハラール工業団地、またはハラールがテーマの工業団地とその中に必要なインフラを設立する。
 - d. それぞれの職務と機能に従い、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 工業部門における政務を実施する省は、(1)で述べた範囲における政策を策定・決定する際に、BPJPH を関与させる。

第 125 条

- (1) 第 123 条 (3) b で述べた、商業分野の政務を実施する省庁と BPJPH は、下記の範囲で協力する。
- a. 事業者や地域社会へのガイダンス
 - b. 市場に流通するハラール製品の監督
 - c. 商業分野における事業者が JPH を適用することを促進する。
 - d. ハラール製品の国内外市場へのアクセスの拡大
 - e. 商品の流通からの回収、および
 - f. それぞれの職務と機能に従い、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 商業分野の政務を実施する省庁は、(1)で述べた範囲の政策を策定・決定する際に、BPJPH を関与させる。

第 126 条

- (1) 第 123 条 (3) c で述べた、保健分野の政務を実施する省庁と BPIPH は、以下の範囲で協力する。
- a. 医療機器および家庭用健康用品のハラール認証書およびハラール・ラベルの監督
 - b. 医療機器および家庭用健康用品のハラール認証の促進
 - c. 医療機器および家庭用健康用品に関するハラール認証書およびハラール・ラベルの失効勧告、および
 - d. それぞれの職務と機能に従い、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 保健分野の政務を実施する省庁は、(1) で述べた範囲の政策を策定・決定する際に、BPIPH を関与させる。

第 127 条

- (1) 第 123 条 (3) d で述べた農業分野の政務を実施する省庁と BPIPH は、下記の範囲で協力する。
- a. ハラール製品の社会化、教育、出版
 - b. 家畜／家禽のと畜場および、家畜／家禽をと畜するその他の場所の要件を決定する。
 - c. 家畜／家禽のと殺に関するガイドラインを定める。
 - d. 動物の肉およびその副産物の取り扱い
 - e. 家畜／家禽のと畜場、および家畜／家禽をと殺するその他の場所における JPH の促進
 - f. 動物由来食品事業部門における獣医学的管理認証、品質保証システム、および農産物の食品安全性に関するガイドラインを確立する。および、
 - g. それぞれの職務と機能に従い、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 農業分野の政務を実施する省庁は、(1) で述べた範囲の政策を策定・決定する際に、BPIPH を関与させる。

第 128 条

- (1) 第 123 条 (3) e で述べた、協同組合および中小企業の分野で政務を実施する省庁と BPIPH は、下記の範囲で協力する。
- a. 協同組合および零細・中小企業事業者のためのハラール製品認証の調整と社会化
 - b. 協同組合および零細・中小企業事業者向けの JPH の促進

- c. 協同組合および零細・中小企業者事業者に関するデータの収集
 - d. 協同組合および小規模・零細事業者のための JPH の促進に関する調整と指導
 - e. 小規模・零細事業者のデータ収集に関する調整と指導、および
 - f. それぞれの職務と機能に従い、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 協同組合および中小企業の分野における政務を実施する省庁は（1）で述べた範囲の政策を策定・決定する際に BPIPH を関与させる。

第 129 条

- (1) 第 123 条（3）f で述べた、国内の政務を実施する省庁と BPIPH は、下記の範囲で協力する。
- a. ハラル製品の社会化、教育、出版
 - b. 協同組合および零細・中小企業向けの JPH 促進
 - c. JPH の監督
 - d. JPH の開発、および
 - e. それぞれの職務と機能に従い、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 国内政務を実施する省庁は、（1）で述べた範囲の政策を策定・規定する際には、BPIPH を関与させる。

第 130 条

- (1) 第 123 条（3）g で述べた外交分野における政務を実施する省庁と BPIPH は、以下の範囲で協力する。
- a. 国際協力の促進
 - b. 外国でのハラル製品のプロモーション
 - c. 外国のハラル機関の情報提供、および
 - d. それぞれの職務と機能に従い、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 外交分野の政務を実施する省庁は、（1）で述べた範囲の政策を策定・決定する際に BPIPH を関与させる。

第 131 条

- (1) 第 123 条（3）h で述べた、JPH の実施に関連するその他の分野における政務を実施する省庁と BPIPH は、以下の範囲で協力する。
- a. ハラル製品の社会化、教育、出版、および

- b. それぞれの職務と機能に従って、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) JPH の実施に関連するその他の分野の政務を実施する省庁は、(1) で述べた範囲の政策を策定・決定する際に、BPJPH を関与させる。

第 3 部

ハラール製品保証実施機関と関係機関との協力

第 132 条

- (1) BPJPH は、第 123 条 (4) a で述べた医薬品および食品監督分野における政務を実施する省庁以外の政府機関と、下記の範囲で協力する。
- a. 流通している医薬品、天然医薬品、医薬部外品、健康補助食品、化粧品、加工食品、食品添加物、補助材料の、統合されたシステムを通じたハラール認証
 - b. 医薬品、天然医薬品、医薬部外品、健康補助食品、化粧品、加工食品、食品添加物、補助材料として流通するハラール製品の監督。
 - c. 流通している医薬品、天然医薬品、医薬部外品、健康補助食品、化粧品、加工食品、食品添加物、補助材料に関するハラール認証書の取り消し。
 - d. 医薬品、天然医薬品、医薬部外品、健康補助食品、化粧品、加工食品、食品添加物、副資材の流通からの回収
 - e. 流通している 医薬品、天然医薬品、医薬部外品、健康補助食品、化粧品、加工食品、食品添加物、補助材料の JPH の社会化、教育、出版、および
 - f. それぞれの職務と機能に従い、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 医薬品および食品管理の分野で政務を実施する、省庁以外の政府機関は、(1)で述べた範囲の政策を策定・決定する際に、BPJPH を関与させる。

第 133 条

- (1) BPJPH は、第 123 条 (4) b で述べた、標準化および適合性評価の分野で政務を実施する、省庁以外の政府機関と、以下の範囲で協力する。
- a. 法令の規定に従い、適合性評価の基準およびスキームを作成すること、および
 - b. それぞれの職務と機能に従って、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 標準化および適合性評価の分野において政務を実施する、省庁以外の政府機関は、(1)で述べた範囲の政策を策定し決定する際に、BPJPH を関与させる。

第 134 条

- (1) BPJPH は、第 123 条 (4) c で述べた認定の分野で政務を実施する非構造機関と、以下の範囲で協力する。
- a. LPH 認定のための規範、規格、手順、基準の作成、および
 - b. それぞれの職務と機能に従って、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) 認定の分野で政務を実施する非構造政府機関は、(1) で述べた範囲の政策を策定・決定する際に、BPJPH を関与させる。

第 135 条

- (1) BPJPH は、第 123 条 (4) d で述べた、JPH の実施に関連するその他の分野において政務を実施する、省庁以外の政府機関または非構造機関と、下記の範囲で協力する。
- a. ハラル製品の社会化、教育、出版、および
 - b. それぞれの職務と機能に従って、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) JPH の実施に関連するその他の分野において政務を実施する、省庁以外の機関または非構造機関は、(1) で述べた範囲の政策を策定・決定する際には、BPJPH を関与させる。

第 4 部

ハラル製品保証実施機関とハラル審査機関の協力

第 136 条

- (1) BPJPH は、第 123 条 (1) b で述べた LPH と、以下の範囲で協力する。
- a. ハラル製品の検査および／または試験、および
 - b. それぞれの職務と機能に従って、JPH の実施に関連するその他の業務を行う。
- (2) (1) b で述べた範囲での協力方針を策定・決定する際には BPJPH と調整する。

第 5 部

ハラル製品保証実施機関とインドネシア・ウラマー評議会、州のインドネシア・ウラマー評議会、県／市のインドネシア・ウラマー評議会、またはアチェ・ウラマー協議会との協力

第 137 条

- (1) BPJPH は、第 123 条 (1) c で述べたように、製品のハラール性の判定に関して、MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会と協力する。
- (2) (1)で述べた製品のハラール性の判定は、MUI、州の MUI、県／市の MUI、またはアチェ・ウラマー協議会により、製品のハラール判定という形で発出される。
- (3) 製品のハラール性の判定は、原材料の組成および／または PPH に変更がない限り有効である。

第 6 部

ハラール製品保証機構と高等教育機関の協力

第 138 条

- (1) BPJPH は、第 123 条 (2) で述べたように、ハラール製品の社会化、教育、出版のため、高等教育機関と協力する。
- (2) (1)で述べたハラール製品の社会化、教育、出版には、識字率の向上、研究、社会奉仕、JPH 分野の人材の質の向上、JPH 分野の教育訓練の発展が含まれる。

第 7 部

ハラール製品保証に関する国際協力

第 139 条

- (1) 政府は、JPH 分野において国際協力を実施することができる。
- (2) (1)で述べた国際協力は、次の形態をとることができる。
 - a. JPH の開発
 - b. 適合性評価、および／または
 - c. ハラール認証書の承認
- (3) (1)で述べた国際協力は、大臣と外務大臣との間の調整および協議の成果を実現させるために、BPJPH が実行する。
- (4) (1)で述べた国際協力は、国家間の協定に基づく。

- (5) (1)で述べた国際協力は、インドネシアの外交政策、国内法および規則の規定並びに国際法および国際的慣習に従って実施されなければならない。

第 140 条

- (1) 第 139 条 (2) a で述べた JPH の開発における国際協力とは、下記を含む。
- a. 技術開発
 - b. 人材、および
 - c. JPH の施設とインフラ
- (2) BPJPH は、大臣及び外交分野の政務を実施する大臣との調整の結果に基づき、(1) で述べた範囲内で、JPH の発展における国際協力の方針を策定し、これを定める。
- (3) (1)で述べた、JPH の開発における国際協力は、BPJPH が現地国の政府またはその他の機関と協力して行うものとする。

第 141 条

- (1) 第 139 条(2)b で述べた、適合性評価における国際協力には、次のものが含まれる。
- a. 相互承認、および
 - b. 適合性評価結果の相互受け入れ
- (2) (1)で述べた、適合性評価における国際協力は、適合性評価結果の相互承認および相互受入れのスキームの開発という形で行われる。
- (3) (1)で述べた、適合性評価における国際協力は、BPJPH が、認定分野における行政事務を行う非構造機関とともに、現地の国家認定機関とともに行う。

第 142 条

- (1) 第 139 条(2) c で述べた、ハラル認証書の承認における国際協力とは、ハラル認証書の相互承認である。
- (2) (1)で述べたハラル認証書の相互承認という形での国際協力は、ハラル認証書の発行権限を有する外国のハラル機関との間で行われる。

第 143 条

- (1) 第 142 条で述べた、外国のハラール機関が発行するハラール認証書は、相互に適用されるハラール認証書相互受入協定に基づき、ハラール認証書の履行として受理される。
- (2) (1)で述べた、相互受入協定は、BJPH が外国のハラール機関と締結する。
- (3) (2)で述べた、外国のハラール機関は、現地の政府または現地の国家によって承認されたイスラム宗教機関によって設立される。
- (4) (3)で述べた、外国のハラール機関は、地域的または国際的な認定協力組織において認定を受けた現地国の認定機関により認定される。
- (5) (3)で述べた、現地国の認定機関とは、第 141 条で述べた相互承認および適合性評価結果の相互受入れスキームの策定に協力した機関である。
- (6) (4)で述べた、現地国の認定機関による外国ハラール機関の認定は、BJPH が定めるインドネシアのハラール基準に準拠しなければならない。

第 144 条

- (1) 現地国に第 143 条（4）で述べた認定機関がない場合、外国のハラール機関は LPH 認定チームが認定する。
- (2) (1)で述べた認定は、認定の分野における行政事務を組織する非組織機関と協力することができる。
- (3) JPH 分野における国際協力の実施手続に関するその他の規定は、大臣令で定める。

第 10 章

外国のハラール認証書登録とハラール製品認証

第 1 部

総則

第 145 条

インドネシアに輸入される外国製品はハラール認証書を取得しなければならない。

第 2 部

外国製品のハラール認証

第 146 条

- (1) 外国製品のハラール認証申請は事業者が行う。
- (2) (1) で述べた、事業者による申請書の提出は、次の者を介する。
 - a. 輸入業者、または
 - b. インドネシア国内に居住する正規代理人
- (3) (1) で述べた、外国製品のハラール認証の申請は、次の場合に行う。
 - a. 当該国に現地のハラール機関がない。
 - b. ハラール認証の相互承認に協力した外国のハラール機関が、製品認証に必要な能力を持っていない。
 - c. 外国のハラール機関と BPJPH との間で、ハラール認証書の相互承認に関する協力がまだ行われていない。または、
 - d. 事業者の自発的なニーズによる。
- (4) 外国製品のハラール認証の申請手続きは、第 67 条から第 89 条までのハラール認証の規定に従う。

第 3 部

外国のハラール認証書登録

段落 1

総則

第 147 条

- (1) 第 142 条で述べた、BPJPH とのハラール認証書の相互承認に協力した外国のハラール機関が発行したハラール認証書を有するハラール製品は、ハラール認証書の申請を行う必要はない。
- (2) (1) で述べた外国のハラール機関が発行したハラール認証書は、インドネシア国内で流通させる前に登録されなければならない。

段落 2

外国のハラール認証書登録申請の提出

第 148 条

外国のハラール認証書登録申請は、インドネシア国内に居住する各輸入業者および／またはその正規代理人が、統合電子システムを通じて BPJPH に、下記を添付して提出する。

- a. 申請者のデータ
- b. 当該製品の外国のハラール認証書のコピー、
- c. ハーモナイズド・システム・コード（HS コード）番号が付されている、インドネシアに輸入される商品のリスト、および
- d. 提出された書類が真実かつ有効である旨の声明書。

段落 3

外国のハラール認証書登録申請書類の不備審査

第 149 条

- (1) BPJPH は、第 148 条で述べた外国のハラール認証書登録申請書類の不備の有無を、申請書を受理した日から 5 日以内に確認する。
- (2) (1)で述べた、書類の確認の結果、不備があった場合、BPJPH は申請者に対して追加書類の提出を求める。
- (3) 申請者は、追加書類の要請を受けてから最大 5 日以内に追加書類を BPJPH に提出しなければならない。
- (4) 申請者が(3)で述べた追加書類を提出しない場合、外国ハラール認証書登録申請は却下される。

第 150 条

- (1) BPJPH は、第 148 条で述べた、外国ハラール認証書登録申請書類が、第 149 条で述べた書類審査の結果不備がないと確認した後、その有効性を確認する。
- (2) (1)で述べた書類の有効性の確認は、遅くとも 5 日以内に行われる。

- (3) (1)で述べた書類の有効性審査の結果が不合格であった場合は、申請者は原本を提出する。
- (4) 申請者が5日以内に(1)で述べた書類の原本を提出しない場合、外国ハラル認証書登録申請は却下される。

段落 4

外国ハラル認証書登録料

第 151 条

- (1) 外国ハラル認証書登録料は申請者がこれを負う。
- (2) 外国ハラル認証書登録料の金額は、法令の規定に従って決定される。

段落 5

外国ハラル認証書登録の発出

第 152 条

- (1) BPJPH は、要件を満たした外国ハラル認証書を登録する。
- (2) BPJPH が登録したハラル認証書は、製品のハラル認証書として認められる。
- (3) 外国ハラル認証書の登録は、外国ハラル認証書に基づき申請者が行った登録に基づき発行される。
- (4) (1)で述べた登録を済ませた輸入者および／または正規代理人は、下記に貼付したハラル・ラベルの横に登録番号を記載しなければならない。
 - a. 製品の包装
 - b. 製品の特定の部分、および／または
 - c. 製品の特定の場所

第 153 条

- (1) 第 149 条 (1) で述べた外国ハラル認証書登録には、少なくとも以下の情報が含まれる。
 - a. 外国ハラル認証書登録番号発行機関

- b. 外国ハラル認証書登録番号
- c. 申請者のデータ
- d. 登録した製品の名称
- e. 外国のハラル認定証の有効期限
- f. 機関長官の署名、および
- g. 個別識別番号

(2) (1) で述べた外国ハラル認証書の登録は、機関長官が決定する。

第 154 条

- (1) 外国ハラル認証書登録の有効期間は、外国のハラル機関が発行するハラル認証書の有効期間に合わせる。
- (2) 外国ハラル認証書登録は、インドネシア国内に居住する輸入者および／またはその正規代理人が、外国ハラル認証書登録の有効期間が満了する 60 日前から外国ハラル認証書登録の有効期間が満了するまでの期間内に更新を申請することで、延長されなければならない。

第 11 章

製品タイプに応じたハラル認証義務の段階

第 155 条

- (1) ハラル認証書を取得しなければならない製品は以下の通りである。
 - a. 物品、および／または
 - b. サービス
- (2) (1)a で述べた物品には、以下のものが含まれる。
 - a. 食料品
 - b. 飲料
 - c. 医薬品
 - d. 化粧品
 - e. 化学製品
 - f. 生物由来製品
 - g. 遺伝子組換え製品、および
 - h. 使用、着用、利用される日用品

(3) (1)b で述べたサービスには、以下の事業が含まれる。

- a. と殺
- b. 加工
- c. 保管
- d. 包装
- e. 流通
- f. 販売、および／または
- g. 提供

第 156 条

(1) 第 155 条 (2) a から d までに掲げる食品、飲料、医薬品および化粧品は、関係省庁、関係機関および MUI と調整の上、大臣が種類ごとに定める。

(2) (1) で述べた調整の実施は、BPJPH が進める。

第 157 条

第 155 条 (2) e から g までに掲げる化学製品、生物由来製品および遺伝子組換え製品、ならびに第 155 条 (3) で述べたサービスは、食品、飲料、医薬品または化粧品に関するものに限る。

第 158 条

(1) 第 155 条 (2) h で述べた、使用、着用または利用される日用品は、動物に由来するもの、および／または動物の要素を含む物品に限る。

(2) ハラル認証書を取得しなければならない日用品の種類の決定は、関係省庁・機関と調整の上、大臣が決定する。

(3) (2) で述べた調整の実施は、BPJPH が進める。

第 159 条

(1) 第 156 条および第 157 条で述べた、製品の種類に係るハラル認証義務は、段階的に実施される。

(2) (1) で述べた段階は、下記のとおりである。

- a. 食品および飲料品

- b. 食品・飲料製品の原材料、食品添加物、副原料、および
 - c. と殺された食肉およびと殺サービス
- (3) (2) で述べた製品以外の製品については、次の段階で実施する。
- (4) (2) で述べた製品の段階分けは、以下のものには適用されない。
- a. 法令でそれがハラールであることを義務づけられている製品
 - b. ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号が施行される前に、すでにハラール認証書を取得している製品。
 - c. ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号の発効以降、本政令が公布されるまでにハラール認証書を取得した製品。

第 160 条

- (1) 中規模および大規模な事業者については、食品、飲料、と殺された食肉、と殺サービスのハラール認証義務の段階分けが 2019 年 10 月 17 日から 2024 年 10 月 17 日まで行われる。
- (2) 小規模・零細事業者の、食品、飲料、と殺された食肉、と殺サービスに対するハラール認証義務の段階分けは、2019 年 10 月 17 日から 2026 年 10 月 17 日まで行われる。
- (3) 外国産の食品、飲料、と殺された食肉、と殺サービスのハラール認証義務は、ハラール認証書の相互承認の完了を鑑み、2026 年 10 月 17 日までに大臣が決定める。
- (4) (3) で述べた、ハラール認証義務の決定は、関係省庁との調整の上、実施する。

第 161 条

- (1) 第 159 条 (2) で述べたもの以外の製品のハラール認証義務の段階分けは、下記のとおりである。
- a. 自然薬、医薬部外品、健康補助食品：2021 年 10 月 17 日から 2026 年 10 月 17 日まで
 - b. 市販薬および限定市販薬：2021 年 10 月 17 日から 2029 年 10 月 17 日まで。
 - c. 向精神薬を除くハードドラッグ：2021 年 10 月 17 日から 2034 年 10 月 17 日まで。
 - d. 化粧品、化学製品、遺伝子組換え製品：2021 年 10 月 17 日から 2026 年 10 月 17 日まで。
 - e. 衣類、頭にかぶるもの、アクセサリのカテゴリーで使用される物品：2021 年 10 月 17 日から 2026 年 10 月 17 日まで

- f. 家庭用健康用品、家庭用機器、イスラム教徒向けの礼拝用品、事務用品および事務用機器のカテゴリーで使用される物品：2021 年 10 月 17 日から 2026 年 10 月 17 日まで。
 - g. 法律の規定にしたがった医療機器リスククラス A のカテゴリーで使用される日用品：2021 年 10 月 17 日から 2026 年 10 月 17 日まで
 - h. 法律の規定に従った、医療機器リスククラス B のカテゴリーで使用される日用品：2021 年 10 月 17 日から 2029 年 10 月 17 日まで。
 - i. 法律の規定に従った、医療機器リスククラス C のカテゴリーで使用される商品：2021 年 10 月 17 日から 2034 年 10 月 17 日まで。
 - j. 原材料が法律の規定にしたがったハラール成分から調達されていない、および／または製造方法がハラールではない医薬品、生物由来製品および医療機器。
- (2) (1)の a、b、c、d、e、および f で述べた製品に関連するサービス・製品のハラール認証義務段階分けは、それぞれの製品・サービスに規定されている段階分けスケジュールに基づく。
- (3) 事業者は、食品、飲料、と殺された食肉、と殺サービス以外の製品について、(1)で述べた段階分けの前であれば、ハラール認証を申請することができる。

第 162 条

- (1) ハラール認証を取得する医薬品、生物学的製品、および医療機器は、法律の定めに従い、安全性、有用性・有効性、品質等の要件を満たさなければならない。
- (2) (1)で述べた、ハラール認証を取得する医薬品、生物学的製品、および医療機器は、製造法もハラールでなければならない。
- (3) 医薬品、生物学的製品、医療機器の形態で、原材料がハラールではない、および／または製造方法がハラールでない場合、ハラール原材料が発見されるまで、および／またはハラール製造方法が発見されるまで、原材料の源泉に関する情報を記載することにより流通させることができる。
- (4) 医薬品、生物学的製品、医療機器の形態で、原材料がハラールでない、および／または (2) で述べた、製造方法がハラールでない製品に関するさらなる規定、および (3) で述べたハラールな製造方法を満たすための規定は、大統領令で定める。

第 163 条

ハラール認証が必要な種類の製品が段階的にハラール認証取得を実施中、

- a. BPJPH は、ハラール認証が必要な製品を製造する事業者を指導する。
- b. BPJPH は他のステークホルダーやコミュニティと協力し、インドネシアのビジネス環境の改善と発展を促進する条件を整える。

第 12 章

一般市民の参加

第 6 部

総則

第 164 条

- (1) 一般市民は JPH の実施に参加できる。
- (2) (1) で述べた、一般市民の参加は、次のような形を取ることができる。
 - a. JPH に関する社会化と教育
 - b. PPH の指導
 - c. 製品が指導を受けている途中であることの公表、および
 - d. 流通するハラール製品の監督
- (3) (2)d で述べた流通するハラール製品の監督は、BPJPH への苦情および報告という形をとる。

第 165 条

- (1) 第 164 条 (3) で述べた BPJPH への報告は、報告書の形をとる。
- (2) (1) で述べた報告書は、次の者が提出することができる。
 - a. インドネシア国籍の個人、
 - b. 公的または私的な法人、または
 - c. 市民団体

第 166 条

BPJPH は、法律の定めるところにより、法の執行に必要な場合を除き、報告者および報告された者の身元を秘することを保証する。

第 2 部

ハラール製品保証の実施における表彰

第 167 条

- (1) BPJPH は、JPH の実施に参加した人々を表彰することができる。
- (2) (1)で述べた賞は、次の者に授与することができる。
- a. インドネシア国籍を有する個人
 - b. 公的または私的な法人
 - c. 省庁、省庁以外の政府機関、非構造機関、州／県／市の当局
 - d. 教育機関、または
 - e. 市民団体

第 13 章

電子ベースのハラール製品保証実施サービス

第 168 条

- (1) JPH 実施サービスのシステムは、統合電子システムを使用しなければならない。
- (2) (1)で述べた統合電子システムは、下記の者が実施したハラール認証サービス・プロセスと接続する。
- a. BPJPH
 - b. LPH
 - c. MUI、州の MUI、県／市の MUI、およびアチェ・ウラマー協議会
 - d. ハラール製品ファトワ（イスラム見解）委員会
 - e. PPH 指導者
- (3) (1)で述べた統合電子システムは、JPH の実施に関連する他のサービスを支援するためにも使用される。
- (4) (1)で述べた統合電子システムは、BPJPH が管理する。

第 169 条

第 168 条（4）で述べた、BPJPH が管理する統合電子システム障害が発生し、1 回あたり最長 24 時間まで機能停止に陥った場合、JPH 実施サービスは、手動または BPJPH と統合された管理者が開発した他の電子システムにより、実施することができる。

第 14 章

行政処分

第 1 部

総則

第 170 条

- (1) JPH の実施に違反した場合、行政処分の対象となる。
- (2) (1) で述べた行政処分を事業者に対し行う場合、下記の形をとる。
 - a. 書面による警告
 - b. 課徴金
 - c. ハラール認証書の取り消し、および／または
 - d. 製品の市場からの回収
- (3) (1) で述べた行政処分は、LPH に対しては下記のように科される。
 - a. 書面による警告
 - b. 課徴金、および／または
 - c. 営業停止
- (4) (1) で述べた行政処分は、PPH 指導機関に対しては下記のように科される。
 - a. 書面による警告、および／または
 - b. 営業停止
- (5) (1) で述べた行政処分は、違反の程度に応じて科される。
- (6) (2)、(3)、(4) で述べた行政処分は、段階的に、交互にまたは累積して行うことができる。
- (7) (2)b および (3)b で述べた課徴金は、最高で 2,000,000,000 ルピア（20 億ルピア）とする。

第2部

行政処分の種類と行政処分を科す権限

第171条

- (1) BPJPH は、第170条(2)で述べた行政処分を、第2条(1)、第50条、第51条、第74条、第90条(1)、第106条、第110条(1)、第147条(2)、第152条(4)、および第154条(2)に違反した事業者に対し実行する権限をもつ。
- (2) (1)で述べた行政処分は、第2条(1)、第50条、第51条a、c、d、e、第74条、第90条(1)、第106条、第110条(1)、第147条(2)、第152条(4)、および第154条(2)に違反した者に対しては、書面による警告として科せられる。
- (3) (1)で述べた行政処分は、第50条、第51条、第74条、第90条(1)、第106条、第147条(2)、および第154条(2)に違反した者に対しては、課徴金として科せられる。
- (4) (1)で述べた行政処分は、第50条、第51条、第74条、第90条(1)、および第106条に違反した者に対しては、ハラル認証書の取り消しとして科せられる。
- (5) (1)で述べた行政処分は、第2条(1)、第51条、第74条、第90条(1)、第110条(1)、第147条(2)、第152条(4)、および第154条(2)に違反した者に対しては、市場からの製品の回収として科せられる。

第172条

BPJPH は、第84条およびd愛168条(1)に違反したLPHに対し、第170条(3)で述べた行政処分を科す権限を有す。

第173条

BPJPH は、第98条(6)および第99条(4)に違反したPPH指導機関に対し、第170条(4)に定める行政処分を科す権限を有す。

第3部

行政違反の審理手続き

段落1

総則

第 174 条

- (1) 第 171 条から第 173 条で述べた行政違反の疑いは、以下に起因する。
 - a. 報告書、および／または
 - b. 発見
- (2) BPJPH は、行政違反の疑いについて審理と調査を行う。

段落 2

報告書

第 175 条

- (1) 第 174 条 (1) a で述べた行政違反の疑いに関する報告書は、次の者が提出することができる。
 - a. インドネシア国籍を有する個人
 - b. 公的または私的な法人、および
 - c. 市民団体
- (2) (1)で述べた行政違反の疑いの報告書は BPJPH に提出される。
- (3) BPJPH は、法律の定めるところにより、法の執行に必要な場合を除き、報告者および報告された者の身元を秘することを保証する。

第 176 条

- (1) 第 175 条で述べた行政違反の疑いに関する報告書には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。
 - a. 報告者の身元
 - b. 報告された者の名称、所在地および内容
 - c. 違反した義務
 - d. 違反した時期
 - e. 報告内容の時系列、および
 - f. 違反が発生した事実、データ、手がかりを含む追加情報。

- (2) (1)で述べた、行政違反の疑いの報告書には、裏付けとなる証拠を添付しなければならない。

段落 3

発見

第 177 条

- (1) 第 174 条 (1) b で述べた、行政違反の疑いの発見は、少なくとも次の事項を含めて違反発見フォームに記載しなければならない。
- a. 違反の疑いを発見した職員の身元
 - b. 違反を犯したと思われる当事者の身元。
 - c. 違反の疑いの詳細
- (2) (1)で述べた行政違反の疑いは、BPJPH に提出すること。

段落 4

報告書および／または発見内容の精査

第 178 条

BPJPH は、行政違反の疑いに関する報告書および／または発見内容の精査を行う。

第 179 条

第 178 条で述べた、行政違反の疑いに関する報告書および／または発見内容について精査した結果、行政違反の疑いがないと結論付けられた場合、BPJPH は精査プロセスを中止する。

段落 5

報告書および／または発見内容の調査

第 180 条

- (1) BPJPH は、行政違反の疑いに関する報告書および／または発見内容の精査結果に基づき、行政違反の疑いの調査を行う。
- (2) 行政違反の疑いに関する調査は、行政違反の証拠を発見し、深掘し、評価するために行われる。

第 181 条

- (1) 行政違反の疑いが立証されなかった場合、機関長官は、通報された者の名誉を回復させる。
- (2) 行政違反が立証された場合、通報された者は有罪とされ、機関長官が決定する行政処分の対象となる。

第 182 条

書面による警告処分は、少なくとも以下の内容を含む。

- a. 違反行為の説明；
- b. 違反行為の結果；または
- c. 是正措置の終了時期

第 183 条

BPJPH は、第 2 条（1）の規定に違反して書面による警告処分がなされ、その決定から最長 30 日以内に事業者がこれを改めなかった場合、製品を回収させる処分を行う。

第 184 条

- (1) 第 50 条、第 51 条 a、c、d、e、第 74 条、第 90 条（1）、第 106 条、第 147 条（2）、第 152 条（4）、および第 154 条（2）の違反に対し書面による警告が発せられ、その決定から 14 日以内に事業者が是正措置をとらなかった場合、BPJPH は課徴金を科すか、市場から製品を回収させる。
- (2) 課徴金は、国庫への納付という形で行われる。
- (3) （1）で述べた課徴金の金額は、法令の定めるところにより決定する。

第 185 条

- (1) 事業者は、第 110 条（1）の規定に違反して書面による警告処分を受けた場合、非ハラルである则表示をするまでの間、製品を回収する義務を負う。
- (2) BPJPH は、（1）で述べた書面による警告処分の対象となった製品を、最長 2 日間、電子媒体、ソーシャルメディア、および／または印刷媒体を通じて、一般消費者に公表する。

第 186 条

- (1) 事業者による製品の市場からの回収は、製品の市場からの回収処分が定められてから遅くとも 60 日以内に行わなければならない。
- (2) （1）で述べた、事業者による製品の市場からの回収は、法律の定めるところにより、関係省庁と調整し、BPJPH の監督の下に行うものとする。

第 187 条

ハラル認証の取り消し処分は、機関長官が決定する。

第 4 部

行政処分に対する異議申し立ての提出

段落 1

総則

第 188 条

- (1) 行政処分を科せられた事業者または LPH は、機関長官に対して異議申立てを行うことができる。
- (2) （1）で述べた、事業者による異議申立ては、下記の行政処分に対してのみ行うことができる。
 - a. 課徴金
 - b. ハラル認証書の取り消し、および／または
 - c. 事業者による市場からの製品の回収

(3) (1)で述べた、LPH による異議申し立ては、下記の行政処分に対してのみ行うことができる。

- a. 営業停止
- b. LPH 設立の取り消し、および／または
- c. 課徴金

第 189 条

(1) 第 188 条 (2) または (3) で述べた異議申し立ては、少なくとも次の内容を含む異議申し立て申請書の形式で提出する。

- a. 申請者の身元
- b. 異議の理由
- c. 申請者が望む判決内容

(2) (1) で述べた異議申し立てには、次の書類を添付すること。

- a. 事業者または LPH の身分証明書
- b. 行政処分に関する機関長官の決定、および
- c. 異議申し立て理由が真実であることを裏付ける、その他の証拠

(3) (2)で述べた異議申し立ては、行政処分が決定してから 5 日以内に行わなければならない。

段落 2

行政処分の異議申し立ての提出に対するフォローアップ

第 190 条

機関長官は、異議申し立てを受理してから最長 5 日以内に、第 189 条で述べた異議申し立てに対する回答を行う。

第 191 条

(1) 第 189 条で述べた異議申し立てが受理された場合、機関長官は、行政処分の決定を変更、または取り消す。

(2) 第 189 条で述べた異議が却下された場合、機関長官は、その理由を添えて申請者に通知する。

第 192 条

事業者、LPH、PPH 指導機関に対する行政処分の技術的な面、ならびに行政処分に対する異議申立の提出に関するさらなる規定は、大臣令で定める。

第 193 条

申請者が第 191 条（2）で述べた異議申し立てに対する判決に同意しない場合、申請者は法律の定めるところにより、行政不服審査を申し立てることができる。

第 15 章

資金源

第 194 条

本政令の実施に必要な資金は以下から拠出される。

- a. 国の歳入歳出予算
- b. 地方政府の歳入歳出予算、および／または
- c. 法律の定めるところによる、法的拘束力のないその他の資金源。

第 16 章

経過措置

第 195 条

本政令が施行された場合、

- a. 本政令が公布される前に MUI が決定したハラル・ロゴの形態は、本政令の制定時点から最長 2 年間使用することができる。
- b. 本政令が公布される前に職務を遂行したハラル監査人は、適切な資格を有し、本政令の規定に抵触しない限り、引き続きハラル監査人として認められる；および
- c. 本政令が公布される前に発行されたハラル監査人証明書は、引き続きハラル監査人証明書として認められ、有効である。

第 17 章

終章

第 196 条

本政令が発効した時点で、ハラール製品保証分野の実施に関するインドネシア共和国政令 2021 年第 39 号（インドネシア共和国官報 2021 年第 49 号、インドネシア共和国官報補則第 6651 号）の実施規則であるすべての法令は、本政令と抵触しない限り、引き続き適用されることをここに明言する。

第 197 条

本政令が発効した時点で、ハラール製品保証分野の実施に関するインドネシア共和国政令 2021 年第 39 号（インドネシア共和国官報 2021 年第 49 号、インドネシア共和国官報補則第 6651 号）は撤回され、無効となる。

第 198 条

本政令は公布の日から発効する。

すべての人が知ることができるように、本政令はインドネシア共和国の官報に掲載することにより公布される。

2024 年 10 月 17 日、ジャカルタにて

インドネシア共和国大統領

（署名）

ジョコ・ウィドド

2024 年 10 月 17 日、ジャカルタにて公布

インドネシア共和国国務大臣

(署名)

プラティクノ

インドネシア共和国官報 2024 年第 229 号

本写しは原本に沿っている。

インドネシア共和国

国家官房

法務行政担当次官

(印と署名)

リディア・シルヴァナ・ジャマン

ハラール製品保証分野の実施

に関する

インドネシア共和国大統領令

2024 年第 42 号

に関する

説明

1. 総則

インドネシア共和国 1945 年憲法は、国家が、それぞれの国民がそれぞれの宗教を受け入れ、それぞれの宗教と信条に従って信仰する自由を保障することを、義務づけている。イスラム教を信仰するすべての信者が宗教の教えを崇拝し、実践することを保証するために、国家は国民が消費し、使用する製品のハラール性について保護と保証を提供する義務がある。しかし現在、社会に流通している製品は、すべてがハラールであると保証されているわけではない。

本政令の作成は、ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号および、雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号の委任規則である、ハラール製品保証分野の実施に関する政令 2021 年第 39 号を改正するものである。本政令は、インドネシア国内に入り、流通し、取引される製品のハラール性について、国民に法的確実性と保証を提供することを目的としている。

本政令における主な規定は以下に関するものである。

- a. BPJPH による JPH の実施
- b. 非ハラールな製品の位置、場所および処理設備から分離する必要がある PPH の位置、場所および器具の分離。これには、と殺、加工、保管、包装、流通、販売および製品の提供のプロセスが含まれる。
- c. LPH の設立、認定、活動範囲、設立認可の取り消し、およびハラール監査人の任命・解任に関する手続き
- d. 事業者の権利と義務、およびハラール管理者の決定、任命、便宜供与の手順
- e. ハラール認証書の申請手続きと BPJPH による認証書の更新手続き
- f. BPJPH が設定したハラール基準を満たす小規模・零細事業者のハラール認証の円滑化。
- g. ハラール・ラベルの貼付と非ハラール情報の表示

- h. BPJPH による JPH の監督
- i. BPJPH による JPH の実施における、工業、商業、保健、農業、協同組合と中小企業、国内政務、外交分野で政務を遂行する省庁、および医薬品・食品管理、標準化、適合性評価、認定の分野の政務を遂行する非省庁の政府機関や非構造機関、ならびに LPH、MUI との協力。
- j. 外国製品の製品認証およびハラール認証書登録
- k. インドネシア国内で流通・取引される製品に対するハラール認証書の義務化後の、ハラール認証が必要な製品の種類と製品の種類に応じたハラール認証の段階分け
- l. JPH の実施への市民参加
- m. JPH の実施に対する行政処分

2. 条項ごとの説明

第 1 条

十分に明確である。

第 2 条

十分に明確である。

第 3 条

十分に明確である。

第 4 条

十分に明確である。

第 5 条

十分に明確である。

第 6 条

第 1 項

「非ハラール製品」とは、豚肉、カマール加工由来のアルコール、イスラム法に従わずにと殺された動物、および MUI のファトワ（イスラム見解）に基づいて非ハラールだと決定された成分を使用または含む製品を指す。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

十分に明確である。

第 4 項

十分に明確である。

第 7 条

十分に明確である。

第 8 条

十分に明確である。

第 9 条

十分に明確である。

第 10 条

- a. 十分に明確である。
- b. 十分に明確である。
- c. 十分に明確である。
- d. 十分に明確である。
- e. 十分に明確である。
- f. 製品加工に影響を及ぼすその他のプロセスには、サンプリング器具、事業者の社内研究室の試験器具、洗浄器具などが含まれる。

第 11 条

十分に明確である。

第 12 条

十分に明確である。

第 13 条

十分に明確である。

第 14 条

十分に明確である。

第 15 条

十分に明確である。

第 16 条

十分に明確である。

第 17 条

十分に明確である。

第 18 条

十分に明確である。

第 19 条

十分に明確である。

第 20 条

十分に明確である。

第 21 条

十分に明確である。

第 22 条

十分に明確である。

第 23 条

十分に明確である。

第 24 条

十分に明確である。

第 25 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

イスラム宗教法人機関や、イスラム財団法人の後援を受ける私立の高等教育機関、またはイスラム財団法人と、薬物・食品管理などの分野で政務を遂行する国有企業や非省庁の政府機関との協力には、ハラール監査人、研究所、および／またはその他の LPH 機能の利用が含まれる。

第 26 条

十分に明確である。

第 27 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

十分に明確である。

第 4 項

十分に明確である。

第 5 項

「ウラマー」とは、法人のイスラム共同体組織出身で、製品のハラール性に関するイスラム法の宗教専門家のことである。

第 6 項

十分に明確である。

第 28 条

十分に明確である。

第 29 条

十分に明確である。

第 30 条

十分に明確である。

第 31 条

十分に明確である。

第 32 条

十分に明確である。

第 33 条

十分に明確である。

第 34 条

十分に明確である。

第 35 条

十分に明確である。

第 36 条

十分に明確である。

第 37 条

十分に明確である。

第 38 条

十分に明確である。

第 39 条

十分に明確である。

第 40 条

第 1 項

- a. 十分に明確である。
- b. 十分に明確である。
- c. 「食品分野の学士号」とは、食品、食品技術、農業、農業技術、水産、畜産、林業、獣医学、栄養学に関する学位のことである。
「生化学分野の学士号」とは、体内に存在し、生物に関係する化学的プロセスを研究する科学分野の専門家である。
「調理分野の学士号」が意味するのは、食品を準備し、調理し、調理済み食物を提供する芸術に関する学問である。この資格は、他の学士号を通じて取得することも可能である。
- d. 十分に明確である。
- e. 十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

十分に明確である。

第 41 条

十分に明確である。

第 42 条

十分に明確である。

第 43 条

十分に明確である。

第 44 条

十分に明確である。

第 45 条

十分に明確である。

第 46 条

十分に明確である。

第 47 条

十分に明確である。

第 48 条

十分に明確である。

第 49 条

十分に明確である。

第 50 条

十分に明確である。

第 51 条

十分に明確である。

第 52 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

十分に明確である。

第 4 項

リスク分析は特に、原料の臨界点、零細または小規模事業者の規模、製品数および／または生産量、生産施設数および／または販売店数、販売地域に基づいて行われる。

第 53 条

十分に明確である。

第 54 条

十分に明確である。

第 55 条

十分に明確である。

第 56 条

十分に明確である。

第 57 条

十分に明確である。

第 58 条

十分に明確である。

第 59 条

十分に明確である。

第 60 条

十分に明確である。

第 61 条

十分に明確である。

第 62 条

十分に明確である。

第 63 条

十分に明確である。

第 64 条

十分に明確である。

第 65 条

十分に明確である。

第 66 条

十分に明確である。

第 67 条

十分に明確である。

第 68 条

十分に明確である。

第 69 条

十分に明確である。

第 70 条

十分に明確である。

第 71 条

十分に明確である。

第 72 条

十分に明確である。

第 73 条

「禁忌とされている原料」とは、ムガラザ（重大なナジス）を含む原料のことである。

第 74 条

十分に明確である。

第 75 条

十分に明確である。

第 76 条

十分に明確である。

第 77 条

十分に明確である。

第 78 条

十分に明確である。

第 79 条

十分に明確である。

第 80 条

十分に明確である。

第 81 条

十分に明確である。

第 82 条

十分に明確である。

第 83 条

十分に明確である。

第 84 条

十分に明確である。

第 85 条

十分に明確である。

第 86 条

十分に明確である。

第 87 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

この規定に関し、知識や技術の発展、法律の規定、および／またはハラール・ファトワ（イスラム見解）の標準化において規定されていない事項があったなどにより、ハラール・ファトワ（イスラム見解）の標準化を更新する必要がある場合、宗教分野の政務を行う省庁が、MUI、関連省庁・機関、学識経験者、およびその他の利害関係者とともに、新たな標準を策定し、または既存のハラール・ファトワの標準化を更新する。

第 88 条

十分に明確である。

第 89 条

十分に明確である。

第 90 条

十分に明確である。

第 91 条

十分に明確である。

第 92 条

- a. 「ウラマー」とは、法人であるイスラム社会組織出身の、製品のハラール性に関するイスラム法の宗教的専門家のことである。
- b. 十分に明確である。

第 93 条

十分に明確である。

第 94 条

「独立している」とは、製品のハラール性を判定する業務を行う上で、いかなる関係者からも影響を受けず、介入されないことを意味する。

第 95 条

十分に明確である。

第 96 条

十分に明確である。

第 97 条

十分に明確である。

第 98 条

十分に明確である。

第 99 条

十分に明確である。

第 100 条

十分に明確である。

第 101 条

十分に明確である。

第 102 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

十分に明確である。

第 4 項

BJIPH は公共サービス機関であるため、サービス料金の決定は法律の定めるところにより、行われなければならない。LPH が実施する審査および／または試験のコスト内容に対するハラル認証料金の決定は、JPH の発展のダイナミクスと審査および

／または試験の複雑性に基づく。財務大臣は、LPH が実施する審査および／または試験のコスト内容の決定を BPIPH に委任することができる。

第 5 項

十分に明確である。

第 6 項

十分に明確である。

第 103 条

第 1 項

手数料の対象とならない小規模・零細事業者は、機関の規則に規定された基準と優先順位に基づく。

第 2 項

十分に明確である。

第 104 条

第 1 項

- a. 十分に明確である。
- b. 十分に明確である。
- c. 十分に明確である。
- d. 十分に明確である。
- e. 十分に明確である。
- f. 「その他の合法かつ拘束力のない資金」とは、企業や事業者の社会的責任、ザカート、インファク、サダカを通じて得る資金、または慈善スキームなどである。

第 2 項

この規定は、ハラール宣言メカニズムを通じてハラール認証を申請する小規模・零細事業者に適用される。「ステートメントレター」とは、融資が自主的であり、強制的でなく、および／または、いかなる意味においても法律の定めるところによっていることを表明する、小規模・零細事業者からの声明書である。

第 105 条

十分に明確である。

第 106 条

十分に明確である。

第 107 条

十分に明確である。

第 108 条

十分に明確である。

第 109 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

- a. 十分に明確である。
- b. 十分に明確である。
- c. 「バルク形式」とは、小売形式で販売されていない製品のことである。
- d. 「限定的に販売される製品」とは、医師の処方箋に基づく特定疾病用食品など、特別な目的で販売される商品のこと。

第 4 項

十分に明確である。

第 110 条

十分に明確である。

第 111 条

十分に明確である。

第 112 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

「関連当事者」には、LPH、公認会計士、調査機関、消費者保護に携わる非政府組織などが含まれる。

第 113 条

十分に明確である。

第 114 条

十分に明確である。

第 115 条

十分に明確である。

第 116 条

十分に明確である。

第 117 条

十分に明確である。

第 118 条

十分に明確である。

第 119 条

十分に明確である。

第 120 条

十分に明確である。

第 121 条

十分に明確である。

第 122 条

十分に明確である。

第 123 条

十分に明確である。

第 124 条

十分に明確である。

第 125 条

十分に明確である。

第 126 条

十分に明確である。

第 127 条

十分に明確である。

第 128 条

十分に明確である。

第 129 条

十分に明確である。

第 130 条

十分に明確である。

第 131 条

十分に明確である。

第 132 条

十分に明確である。

第 133 条

十分に明確である。

第 134 条

十分に明確である。

第 135 条

十分に明確である。

第 136 条

十分に明確である。

第 137 条

十分に明確である。

第 138 条

十分に明確である。

第 139 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

十分に明確である。

第 4 項

「国家間の協定」とは、政治、経済、社会、文化、およびその他の分野における、法律や規則の規定に従った国家間の協定を意味する。

第 5 項

十分に明確である。

第 140 条

十分に明確である。

第 141 条

十分に明確である。

第 142 条

十分に明確である。

第 143 条

十分に明確である。

第 144 条

十分に明確である。

第 145 条

十分に明確である。

第 146 条

十分に明確である。

第 147 条

十分に明確である。

第 148 条

- a. 十分に明確である。
- b. 十分に明確である。
- c. 「ハーモナイズド・システム・コード」とは、税関や関連機関において物品を報告するための国際標準として、製品または原材料を分類する数値言語のことである。
- d. 十分に明確である。

第 149 条

十分に明確である。

第 150 条

十分に明確である。

第 151 条

十分に明確である。

第 152 条

十分に明確である。

第 153 条

十分に明確である。

第 154 条

十分に明確である。

第 155 条

第 1 項

- a. 十分に明確である。
- b. 「サービス」とは、消費者や事業者が利用するために、ある当事者から他の当事者に提供される、仕事や仕事の成果という形のサービスやパフォーマンスのことである。

第 2 項

- a. 「食品」には、加工食品、食品添加物、補助材料が含まれる。
- b. 「飲料」には、加工食品、食品添加物、補助材料が含まれる。
- c. 「医薬品」には、自然薬品、医薬部外品、健康補助食品などが含まれる。
- d. 十分に明確である。
- e. 十分に明確である。
- f. 十分に明確である。
- g. 十分に明確である。
- h. 十分に明確である。

第 3 項

十分に明確である。

第 156 条

十分に明確である。

第 157 条

十分に明確である。

第 158 条

十分に明確である。

第 159 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

- a. 十分に明確である。

- b. 十分に明確である。
- c. と殺サービスとは、家畜や家禽のと畜処理場や、家畜や家禽を食肉加工する、その他の場所をいう。

第 3 項

十分に明確である。

第 4 項

十分に明確である。

第 160 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

十分に明確である。

第 4 項

「関係省庁」とは、工業、商業、農業の分野で政務を遂行する省庁のことである。

第 161 条

十分に明確である。

第 162 条

十分に明確である。

第 163 条

十分に明確である。

第 164 条

十分に明確である。

第 165 条

十分に明確である。

第 166 条

十分に明確である。

第 167 条

十分に明確である。

第 168 条

第 1 項

十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 3 項

統合電子システムは、PPH 指導機関やハラル監査人も利用できる。

第 4 項

十分に明確である。

第 169 条

十分に明確である。

第 170 条

十分に明確である。

第 171 条

十分に明確である。

第 172 条

十分に明確である。

第 173 条

十分に明確である。

第 174 条

十分に明確である。

第 175 条

十分に明確である。

第 176 条

第 1 項

- a. 「報告者の身元」とは、氏名、住所、電話番号、電子メール、役職などである。
- b. 十分に明確である。
- c. 十分に明確である。
- d. 十分に明確である。
- e. 十分に明確である。
- f. 十分に明確である。

第 2 項

十分に明確である。

第 177 条

十分に明確である。

第 178 条

十分に明確である。

第 179 条

十分に明確である。

第 180 条

十分に明確である。

第 181 条

十分に明確である。

第 182 条

- a. 十分に明確である。
- b. 十分に明確である。

- c. 「是正措置終了時期」とは、処分対象者が行政処分に対処するために必要な時間（例えば、ハラール認証の提出、成分組成の変更報告、ハラール・ラベルの貼付、非ハラール情報の記載など）をいう。

第 183 条

十分に明確である。

第 184 条

十分に明確である。

第 185 条

十分に明確である。

第 186 条

十分に明確である。

第 187 条

十分に明確である。

第 188 条

十分に明確である。

第 189 条

十分に明確である。

第 190 条

十分に明確である。

第 191 条

十分に明確である。

第 191 条

十分に明確である。

第 192 条

十分に明確である。

第 193 条

十分に明確である。

第 194 条

十分に明確である。

第 195 条

十分に明確である。

第 196 条

十分に明確である。

第 197 条

十分に明確である。

第 198 条

十分に明確である。

インドネシア共和国官報補則第 6998 号

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/idn_halal_2024

ハラール製品保証分野の実施に関するインドネシア共和国政令 2024 年第 42 号（仮訳）

2025 年 3 月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載